

第4章 分野別まちづくりの方針

4-1 まちづくりの基本方針と分野別まちづくりの方針との関係

本計画のまちづくりの理念である「人と自然・歴史・文化を紡ぐ“感動のまち”おばま」を実現するためには、“感動”を切り口とした、まちづくりの5つの基本方針に基づく取組みを総合的に推進していく必要があります。

一方、各分野における事業や施策を推進するにあたっては、それが“感動のまち”にどのように寄与するか、“感動のまち”に向けて何が必要かを常に意識し、確認する必要があります。また、各分野が単独で行うのではなく、複数の分野が連携して取り組んでいくことが重要です。さらに市民や来訪者に感動を与え続けるためには、継続性も重要となります。

そのため、まちづくりの基本方針と分野別まちづくりの方針との整合を図るとともに、それぞれを紡ぎ合わせることによって、目標とする都市像の実現をめざしていきます。



4-2 土地利用の方針

(1) 土地利用に関する課題

①感動のまちの基礎としてメリハリのある土地利用が必要

人々が覚える感動はさまざまであり、五感を通して体全体で感じるものですが、とりわけ「視覚」から入る情報が大きな影響を与えます。また、人の目は、一度に広い範囲を視覚として捉えており、モノ単体ではなく、その周りの状況も含めた中で情報を感じ取っています。

そのため、「感動のまち」を実現する上で土地利用を適切に誘導することは、もっとも基礎的な要件の一つとなっています。

本市は、市域の約半分を森林が占めるとともに、北側一帯が若狭湾に面するなど美しい自然環境に包まれており、北川や南川の流域には農地が広がり、その中心に市街地がコンパクトに形成されています。また、美しい自然の風景や都市美だけでなく、それぞれの地域において脈々と受け継がれてきた固有の生活文化や歴史・伝統・町並み・食文化などがあります。

このように、「市街地」「田園」「山間」「海岸」のそれぞれの場面において、異なった感動を楽しむことのできる環境は、本市の大きな“強み”であるといえます。

しかし、自動車社会の進展などに伴い郊外農地における住宅開発や商業開発などが進んでおり、これと相反して、市街地では人口や商業機能の空洞化などが重要な問題となっています。また、農山漁村地域においても人口の流出や高齢化が進んでおり、コミュニティ^(※)の衰退だけでなく担い手不足による農地や山林の荒廃が懸念されるなど、土地利用の形態が損なわれつつあります。

まちを取り巻く環境は今後も厳しさを増すと予想される中で、地域ならではの感動を楽しむことができるよう、メリハリのある土地利用を保全・形成していくことが重要な課題となっています。

②安全性や環境負荷の低減に配慮した土地利用が必要

近年、集中豪雨やゲリラ豪雨^(※)、大規模地震の発生など、全国的に自然災害が多発し、その被害も甚大化する傾向にあります。本市は、市域の北側一帯が海岸に面し、急峻な山裾に市街地や集落が形成されているなど、自然災害の影響を受けやすい地形的条件下にあります。

また、高齢化の進展、環境問題の深刻化、行財政の硬直化などの状況にある中で、自動車に過度に依存しない都市構造を形成することが重要な課題となっています。

土地利用の保全や開発誘導に際しては、感動のまちとしての視点からだけでなく、安全性や環境負荷の低減、さらには都市経営コストの効率化などの視点も含めて検討していく必要があります。

(2) 土地利用に関する基本的な方針

①「感動まちづくり」の基礎となる土地利用の総合的な調整

本計画が目標に掲げる「感動のまち」は、市街地・田園・山間・海岸の4つのエリアごとの特徴を活かしたまちづくりと各エリアの連携によって実現をめざすものです。

各エリアの質を高めるためには、感動の舞台である土地の適正な管理とともに、感動を生み出す活動の場としての積極的な活用が必要であり、関係部局や市民・団体・事業者と連携しながら、土地利用の規制・誘導・活用に関する総合的な調整を図ります。

②持続可能でコンパクトなまちの形成

人口減少や少子化・高齢化の進展、経済活動の停滞、財政の硬直化など不安定な社会経済情勢にある中で、将来にわたり持続できるまちをめざします。

このため、市街地の拡散を抑制し、既存の社会資本^(※)の有効活用、「選択と集中^(※)」の考えに基づいた都市機能の適正配置を図るなど、コンパクトなまちづくりを進めます。

また、コンパクトなまちづくりは、環境負荷の低減や高齢化への対応を図る上でも重要であり、生活機能の充実と合わせて人と環境にやさしい歩いて暮らせるまちの形成を図ります。

③魅力と賑いに満ちた中心市街地の活性化

中心市街地には、生活・活力・賑い・歴史・文化・自然・観光・交流などの機能が集積しており、本市の中心と呼ぶにふさわしい場所です。

既存の地域資源を積極的に活用するとともに、つばき回廊商業棟跡地を活用した新たな憩いの場や交流拠点の整備、回遊性の創出など、中心市街地の活性化に向けた取組みを市民・団体・事業者と行政が協働^(※)で推進し、魅力的で賑いと活力に満ちた空間の創出を図ります。

④自然環境との共生や防災に配慮した土地利用の形成

森林や田園、海岸、河川などの自然には、大気や水質の浄化、生態系の維持、原風景の形成などさまざまな機能があり、無秩序な開発を抑制し適切に保全・継承するとともに、循環型社会^(※)の形成や地産地消^(※)の推進などを図りながら、自然と共生するまちづくりをめざします。

また、水源涵養^(※)や遊水などの防災機能も有しており、防災面からも無秩序な開発を抑制し、さらに、防災情報を活用しながら災害の危険性の高い地域での開発を抑制します。

⑤地域の特徴を活かした多様な居住の場の創出

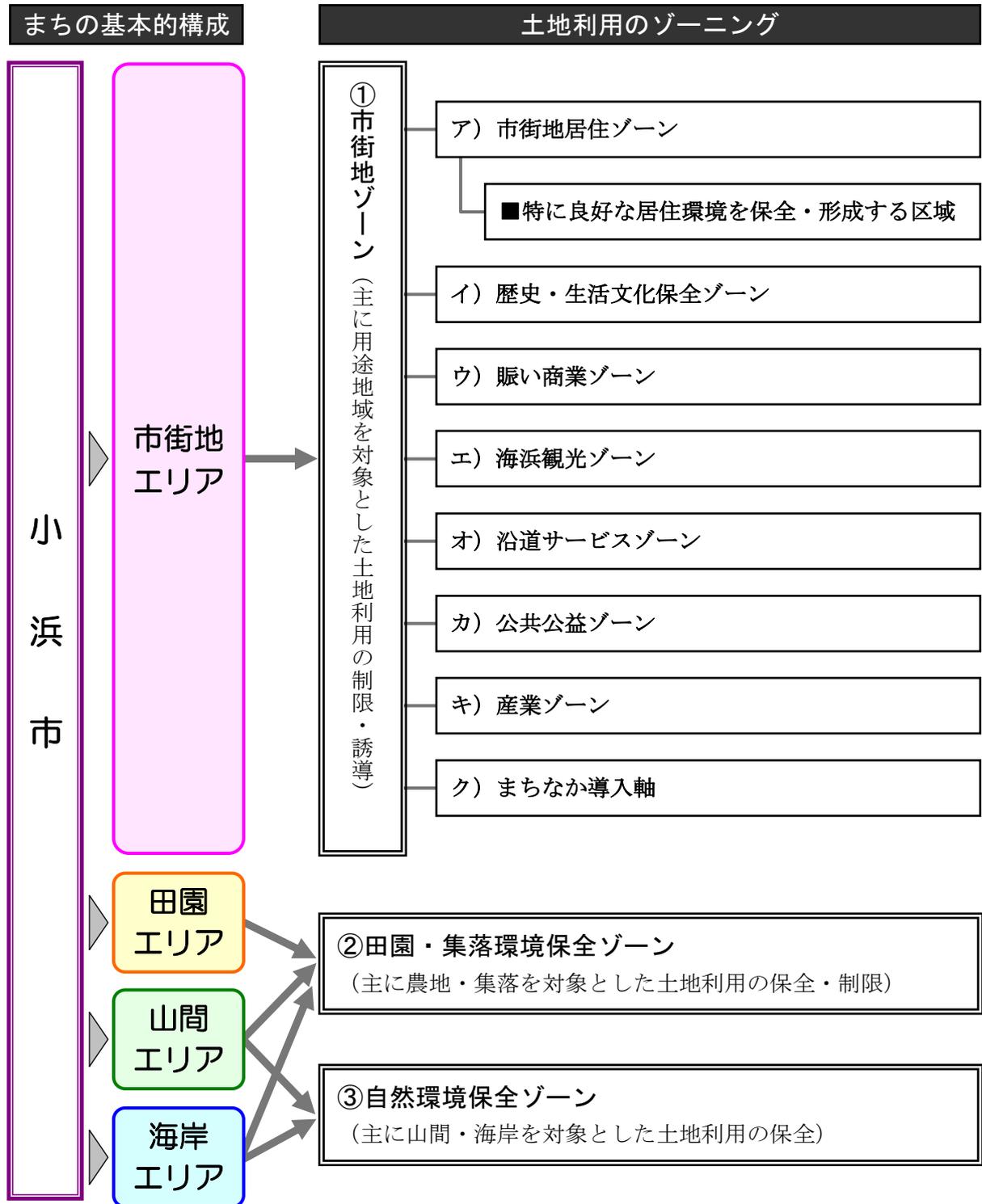
地域におけるコミュニティ^(※)や活力の維持、固有の歴史・文化・風景などの継承を図るため、感動を育む主体である市民がいつまでも住み続けられる地域づくり、帰りたい・住んでみたいと思えるまちづくりをめざします。

このため、市街地では、都市基盤の整備・充実や防災の向上、都市機能や生活機能の集約化、安全性や快適性の向上、空き家・空き地の活用や住宅施策の推進などを図りながら、まちなか居住を推進します。

農山漁村地域では、安全性や生活利便性の向上に努めるとともに、豊かな自然を楽しむスロークライフ^(※)を推進するなど、選択性のある居住の場の創出を図ります。

(3) ゾーン別の土地利用方針

まちの基本的構成を基に、法規制や土地の利用状況などを踏まえ、土地利用のゾーニング(*)を『市街地』、『田園・集落環境保全』、『自然環境保全』に大きく分類し、それぞれの特性を活かした土地利用を推進します。



①市街地ゾーン

現在の用途地域^(※)指定区域を中心に市街地ゾーンと位置づけ、既存の社会資本^(※)整備や都市機能の集積などを活かしながら、土地利用を適正に誘導します。

道路や公園緑地、上下水道などの都市基盤の整備および維持管理を計画的に進めるとともに、特に旧市街地における防災の向上など、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

また、多様な地域資源を活用し、活力や賑い・交流の創出に向けた取組みを推進します。



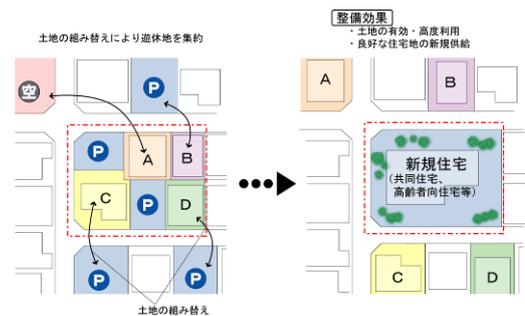
市街地全景

ア) 市街地居住ゾーン

コンパクトで環境負荷の小さい持続可能なまちの形成に取り組みながら、コミュニティ^(※)豊かで、安全で快適に住み続けられる居住空間を形成します。

空き家・空き地の適切な管理と有効活用を図るとともに、地域に密着した産業など居住環境に悪影響を与えることのない機能との共存を図りながら、歩いて暮らせる環境を創出し、まちなか居住を推進します。

また、誰もが安心して暮らせる環境を形成するため、避難場所・避難路の確保や建築物の耐震化などを推進します。木造家屋が密集する旧市街地など市街地環境の大幅な改善が困難な場所では、耐火建築物への更新を推進するとともに、遊休地を利用したオープンスペース^(※)の確保や土地の再編などを検討し、居住環境の改善に努めます。



遊休地を利用した居住環境整備の例

■特に良好な居住環境を保全・形成する区域

既存の専用住宅地では、特に良好な居住環境の保全・形成を図ります。

このため、小規模な店舗など日常生活に最低限必要な機能を含めて宅地化の促進を図るとともに、良好な町並み形成やうるおいの創出などに向けたルールづくりを働きかけながら、魅力的な居住空間を創出します。



区画整理された市街地(西津)

イ) 歴史・生活文化保全ゾーン

小浜西組重要伝統的建造物群保存地区^(※)では、本市固有の環境の中で暮らすことに対する誇りや愛着心の醸成を図りながら、町並みの保存・修復、公共空間の修景などを推進するとともに、空き家を利用した移住や店舗の開業など賑いの創出を図ります。

また、町並み保存資料館、町並みと食の館、蔵夢たんばや、空印寺や常高寺などの寺社群、史跡後瀬山城跡や小浜小学校跡地などの地域資源を積極的に活用しながら、まちづくり活動の活性化や交流の促進を図ります。



三丁町の町並み

ウ) 賑い商業ゾーン

活力や賑いの創出を先導する場所であり、商店街の活性化やイベント戦略、観光や交流の促進、町並みの整備や魅力ある都市空間の形成、回遊したくなる環境や仕組みづくりなどに市民・団体・事業者と行政・関係機関が協働^(※)で取り組みます。

賑いの核として、つばき回廊商業棟跡地を「まちの駅」に位置づけ、市民や来訪者が集い・交流し、活動できる空間として、新たな観光・交流の拠点施設や憩い・交流の場などとして整備・活用を図ります。

また、(都)小浜縦貫線(広峰～大手町)の整備に合わせて、周辺一帯における市街地整備やデザイン・機能導入のあり方などについて戦略的に検討を行います。

現在、移転が計画されている工場跡地については、賑い商業ゾーンにふさわしい機能の導入を図るとともに、適正な環境形成に向けて土地利用計画の転換を図ります。

また、高齢化のさらなる進展が予測される中で、商業・医療・福祉・行政機能や公共交通網などの日常生活に必要な機能が集積する賑い商業ゾーンは、生活の場としても重要であり、バリアフリー^(※)化などの歩きやすい歩行者空間の整備や夜間の安全性の確保、空き家・空き地の有効活用や居住支援などと合わせて、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めます。



つばき回廊商業棟跡地



懐かしい雰囲気が感じられる
平成通り商店街

エ) 海浜観光ゾーン

人魚の浜に面する海岸一帯では、海浜資源や観光関連施設を活用した海浜観光ゾーンを形成します。

来訪者をもてなす美しい海岸景観を形成するとともに、小浜公園、海水浴場、若狭フィッシャーマンズワープなどの地域資源を積極的に活用し、楽しみや出会いのある空間の創出を図ります。

また、夏季シーズンなどにおける渋滞や違法駐車^(※)の解消を図るとともに、小浜西組重要伝統的建造物群保存地区^(※)など、まちなかへの誘客と来訪者の回遊を誘導するため、人魚の浜東・西駐車場の利用を促進します。



人魚の浜

オ) 沿道サービスゾーン

国道 27 号の沿道では、既存の商業・業務機能などの集積性を活かして、地域住民の生活や広域的な交通の利便性の向上を図ります。

また、円滑な交通環境に配慮するとともに、重要な道路景観軸として、潤いのある道路空間の形成や沿道の建築物・屋外広告物などの適正な誘導を図ります。



国道 27 号(遠敷)

カ) 公共公益ゾーン

市役所周辺には公立小浜病院や市民体育館、文化会館などが集積しており、まとまった公共公益サービスを提供する場として、機能充実や耐震性の向上を図るとともに、利用やアクセスのしやすさの向上などユニバーサルデザイン^(※)の考えに基づく環境整備に努めます。

福井県立大学小浜キャンパスは、近隣の学校を含めた産官学の連携を強化し、海洋生物資源を活かした研究や産業振興を図るとともに、地域に開かれた学びの場として、次代を担う人材の育成や市民との交流機会の創出などに努めます。

キ) 産業ゾーン

小浜新港一帯では、水産資源の加工および流通の拠点として、関連産業の集積を誘導します。

また、御食国若狭おばま食文化館を「海の駅」に位置づけ、海や食文化を中心とした交流や体験が楽しめる拠点として積極的な活用を図り、蘇洞門巡りなどの観光資源とも連携しながら賑いや活力を創出します。

市街地内のその他の工業地域については、国道 27 号や小浜 IC に近接する優位性を活かして、産業集積地としての土地利用の形成を図ります。

竜前企業団地では、周辺の自然環境や集落環境、歴史的雰囲気などとの調和に配慮しながら産業集積を図ります。また、JA 若狭周辺などの郊外の大規模工場についても、周辺環境への影響に配慮しながら工業地としての利便性の向上に努めます。

その他、若狭漆器や若狭塗箸などの伝統工芸産業については、ブランド力の強化や新たな商品開発、観光との連携などを検討します。



御食国若狭おばま食文化館

ク) まちなか導入軸

広域的な玄関口である小浜 IC 周辺から市街地へアクセスする(都)小浜縦貫線をまちなか導入軸に位置づけます。

来訪者が自然豊かな小浜の雰囲気を感じ取ることができる心地よい空間を形成するため、周辺の良好な田園風景を保全するとともに、花や緑による演出、屋外広告物の適正な規制・誘導やサインの統一などを図ります。

また、高齢社会への対応や環境負荷の低減に配慮した持続可能なまちづくりをめざすとともに、中心市街地の活性化を推進するため、郊外型の沿道開発を抑制することを基本とし、特定用途制限地域^(※)などのルールの導入を図ります。

道の駅若狭おばまは、まちなか誘導の拠点および周辺観光地への発着拠点として、本市の PR や案内機能の充実などにより来訪者の誘導を図るとともに、隣接する四季菜館や周辺農地も活かしながら、農や食文化を中心とした交流や体験などを楽しむ場としての活用を図ります。



(都)小浜縦貫線(和久里)



道の駅若狭おばま

②田園・集落環境保全ゾーン

市街地の周囲や谷あい形成されている農地は、特産品の栽培や地産地消^(※)を推進する重要な営みの場であるとともに、遊水機能、多様な生態系の維持、のどかな田園風景の形成など多面的な機能を有しており、無秩序な開発を抑制するとともに、後継者の育成や営農体制の強化に努めながら良好な田園環境を保全します。

ただし、公益上必要な施設などについては、周辺環境や景観などとの調和に十分な配慮を行います。

特に良好な田園風景については、体験農業や都市住民との交流の場としての活用など、まちづくりとの連携を図りながら保全していきます。

集落地域では、避難路の整備や代替路線の確保、コミュニティ活動の拠点である公民館の整備・充実などによる生活環境の改善に努めるとともに、地域に密着したコミュニティや固有のまちづくり資源などを活かしながら、スローライフ^(※)が楽しめる場としての環境づくりに努めます。

道路や公園などの都市基盤が伴わずに小規模な宅地開発が進行している地区では、田園環境や生活環境の改善が課題となっている一方、都市の経営にも大きな負担がかかります。また、少子化・高齢化の進展により、今後、郊外の住宅地においても空洞化が予想されます。このため、生活環境の維持・改善に向けたルールづくりや土地の適切な使い方、将来的に予想される空き家や空き地の管理のあり方などについて、地域住民とともに検討を行っていきます。



田島の棚田



一寸ソラマメ(奨励特産作物)

③自然環境保全ゾーン

市街地ゾーンおよび田園環境保全ゾーンを取り巻く山間部・海岸部は、小浜の優れた地域イメージを象徴する地域です。特に北部の海岸線には、蘇洞門に代表される若狭湾国定公園の景勝地が連なり、南部の山々は鶉の瀬などの良質な水資源の源でもあり、後継者の育成など持続可能な維持管理の下で良好な自然環境の保全を図ります。

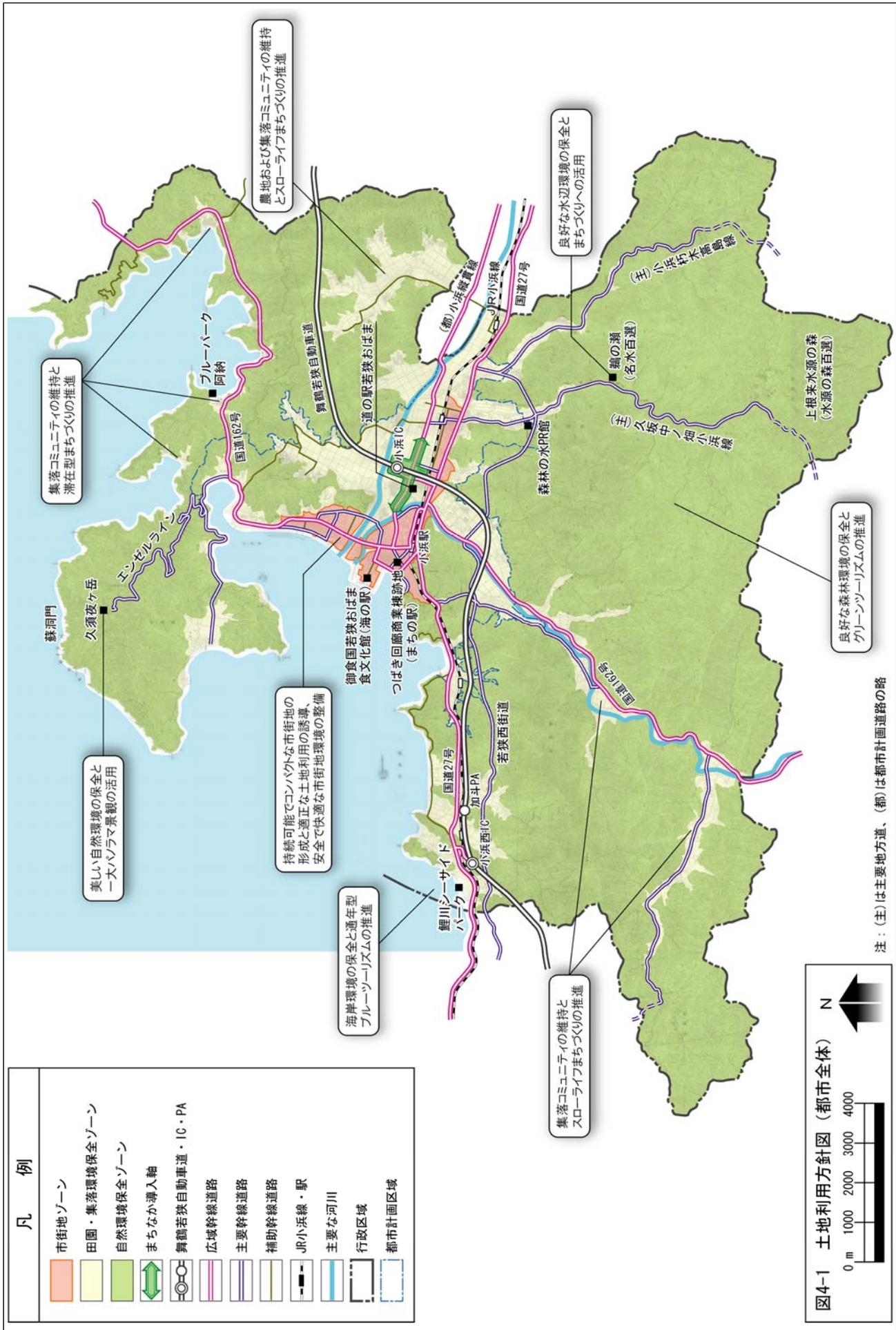
また、恵まれた自然環境を活かしたグリーンツーリズム^(※)やブルーツーリズム^(※)の推進など、地域内外の住民との交流や体験の場としての活用を図るとともに、滞在型・着地型のまちづくりを推進します。



鶉の瀬と周辺の山並み



自然を活かした体験・交流



凡 例	
	市街地ゾーン (用途地域)
	市街地居住ゾーン
	特に良好な居住環境を 保全・形成する区域
	歴史・生活文化保全ゾーン
	賑い商業ゾーン
	海浜観光ゾーン
	沿道サービスゾーン
	公共公益ゾーン
	産業ゾーン
	まちなか導入軸
	田園・集落環境保全ゾーン
	自然環境保全ゾーン
	舞鶴若狭自動車道・IC
	広域幹線道路
	主要幹線道路
	補助幹線道路
	JR小浜線・駅
	主要な河川
	中心市街地の範囲
	都市計画区域

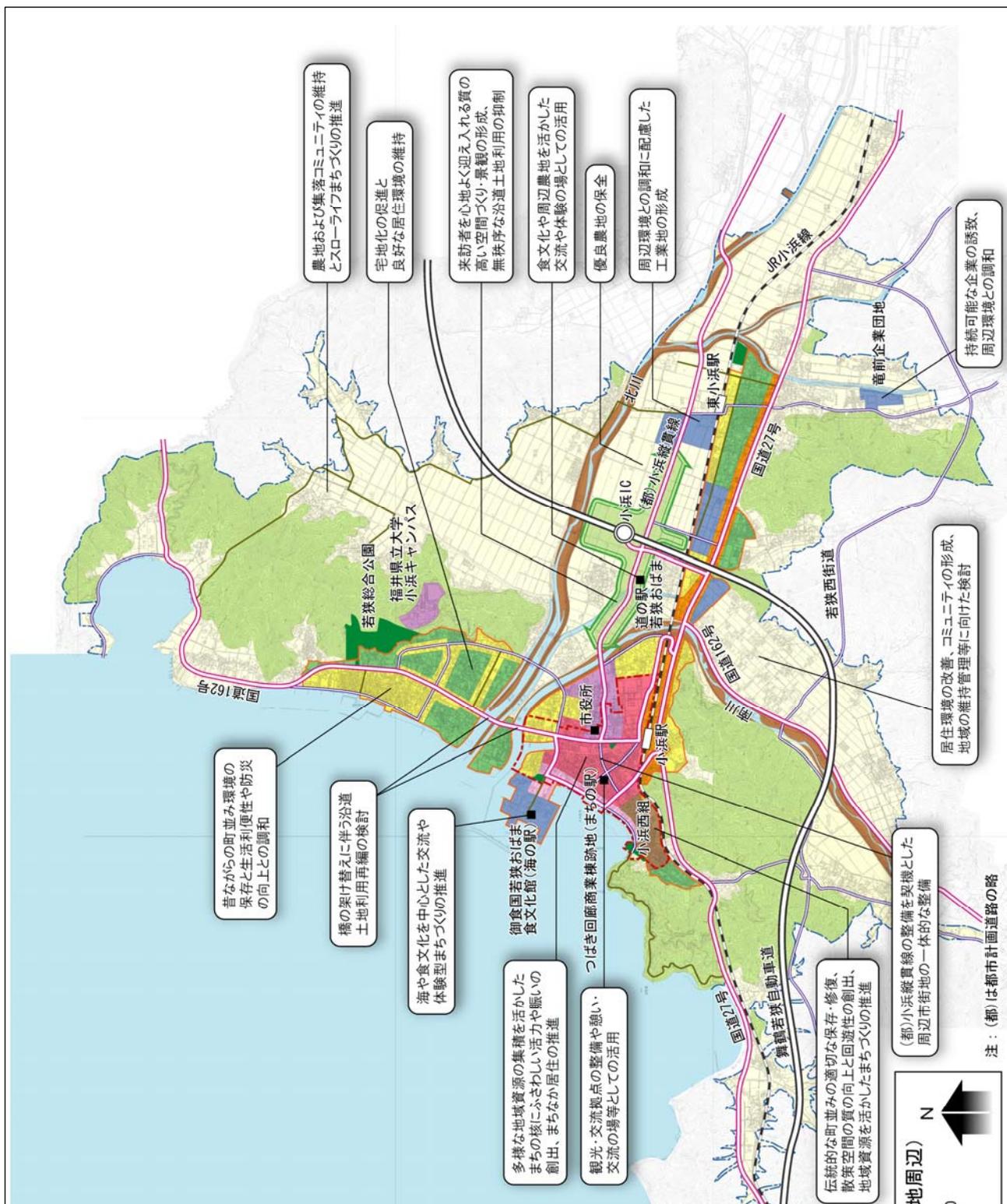


図4-2 土地利用方針図 (市街地周辺)

0 m 500 1000 1500 2000

N

4-3 交通体系整備の方針

(1) 交通体系整備に関する課題

①感動の場面へのアクセスを高めることが必要

感動まちづくりの要素である本市の地域資源は、市街地・田園・山間・海岸の各エリアに広く分布しており、まち全体で感動を楽しむことができます。

特に観光面では、地域住民との交流を含め地域が有している風土そのものを楽しむことへのニーズが高まっており、ツアー旅行だけでなく、行きたい場所を自ら選択して楽しむ旅行が増える傾向にあります。

本市においては、舞鶴若狭自動車道小浜 IC が平成 23 年 7 月 16 日に開通し、平成 26 年度中の全線開通により、広域的な人やモノの流れが一層活発になると期待されています。

感動まちづくりをまち全体の活性化につなげていくためには、市民や来訪者を含めた多様な人々のニーズを満たす地域づくりを進めるとともに、それらの地域へ円滑にアクセスするための交通網の整備が必要です。

また、単にアクセスするだけの道ではなく、行く先の期待感を高めるような質の高い道づくりや、周辺の町並みや風景も含めて楽しみながら通過できる道づくりなどを進めていくことが重要となっています。

②市民の生活や都市活動を支える道づくりが必要

感動まちづくりの要素である地域資源を守り、育んでいく主体は地域の住民であり、住み続けられる地域づくりを進める上で交通網の整備・充実は重要な課題の一つです。特にコンパクトなまちの形成や持続可能な地域づくりをめざすためには、都市機能が集積する市街地と周辺地域との結びつきを強めることが不可欠となっています。

また、高齢化の進展などに対応するためには、公共交通を含めた選択性のある移動手段の確保や移動しやすい交通環境を整えることが必要となっています。

さらに道路は、円滑な都市活動や適正な土地利用の形成、防災や景観形成などの面でも大きな役割を有しており、地域の実情を踏まえながら必要な整備・充実を図っていくことが重要となっています。

(2) 交通体系整備に関する基本的な方針

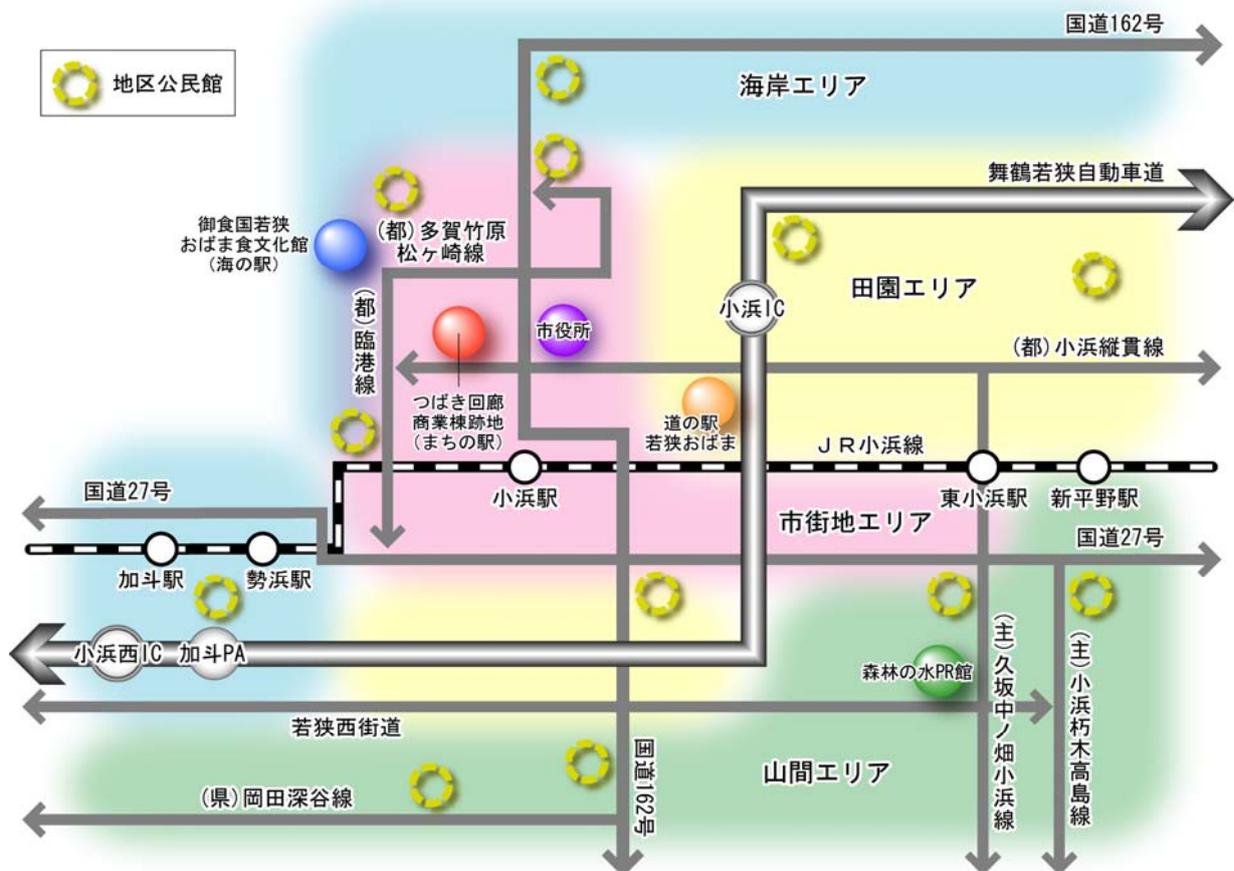
① 感動まちづくりを支える選択性のあるネットワークづくり

本計画が目標に掲げる「感動のまち」は、市街地・田園・山間・海岸の4つのエリアごとの特徴を活かしたまちづくりと各エリアの連携によって実現をめざすものです。

感動を生み出し、育む主体である市民の暮らしやすさや移動性・安全性を高めるとともに、来訪者がさまざまな地域で感動を味わうことができるよう、全市的な交通ネットワークの整備・充実を図ります。

このため、各エリアにおいては、まちづくりやコミュニティ^(※)活動の中心となる拠点施設へのアクセスを強化するとともに、エリア内の連携や回遊性を高めるため、ハード・ソフトの両面から道路環境の整備・充実を図ります。

また、エリア間を結ぶ幹線道路網の充実を図るとともに、公共交通網の充実や自転車道の整備などにより、選択性のある移動ネットワークの形成を図ります。



注：(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路の略

図 4-3 感動まちづくりを支える交通ネットワークづくりの概念

②広域的な交流や連携を促進する交通体系の整備

関西圏・中京圏・北陸圏などからの来訪者の増加や大規模災害に対応した広域避難路を確保するため、舞鶴若狭自動車道の早期完成をめざすとともに、周辺都市を結ぶ幹線道路網の整備・改良を促進します。

琵琶湖若狭湾快速鉄道や北陸新幹線（若狭ルート）については、実現に向けた取組みを関係機関と連携して進めます。

③地域の個性を活かした道づくり

道路は、交通機能や防災機能、適正な市街地形成としての役割のほか、良好な環境や景観形成を図る上でも重要な役割を担っており、市民・団体・事業者との協働により、良好な道路空間の創出を図ります。

特に、JR小浜駅周辺（国道162号、（都）小浜港線）、国道27号、（都）小浜縦貫線は、来訪者を市街地およびまちなかへ誘導する重要な路線であり、沿道の建築物や屋外広告物等の適切な規制・誘導と合わせて、良好な道路空間の形成を図ります。

中でも（都）小浜縦貫線の小浜IC周辺から市街地までの区間は、来訪者に心地よいまちを印象づけるとともに、まちなかへの期待感を高めるため、まちなか導入軸として質の高い道路空間の創出を図ります。

このほか、小浜西組重要伝統的建造物群保存地区^(※)や遠敷地区・松永地区の旧丹後街道、いづみ町商店街（（都）小浜縦貫線の広峰～大手町）においては、歴史的背景などを活かしながら、趣のある道路空間の形成を図ります。

④安全な暮らしを支える人にやさしい交通環境づくり

市民の生活を支えるとともに、高齢化の進展や環境負荷の低減などに対応した歩いて暮らせるまちの形成を図るため、人にやさしい交通環境づくりを進めます。

このため、身近な生活道路の充実や狭隘道路^(※)の解消を図るとともに、夜間も含めて誰もが安全で快適に利用できる歩行者・自転車にやさしい道づくりを進めます。

また、賑い商業ゾーンにおいては、ゆっくりと歩いて回れる環境を整備するとともに、観光交通と生活交通との錯綜を防止するため、駐車場の充実を図ります。

地震や火災、洪水などの災害発生時における人的被害の軽減や迅速な避難誘導を図るため、安全な避難路を確保するとともに、山間や海岸集落では孤立を防止するため、急傾斜地の補強や代替路線の整備検討を行います。

公共交通網については、JR小浜線や生活路線バス「あいあいバス」を中心に、地域公共交通体系の確立を図るとともに、駅周辺の整備に取り組みます。

⑤持続可能な維持管理体制づくり

老朽化などに伴い維持管理費の増大が予想される中で、いつでも誰もが安全で快適に利用できる道づくりを進めるためには、適切な維持管理が必要であり、舗装の補修を適宜進めるとともに、市道橋梁長寿命化修繕計画に基づき道路・橋梁の計画的な維持管理を行います。

さらに、危険箇所や破損箇所の早期発見、沿道の清掃・緑化活動など、市民・団体・事業者との協働^(※)による持続可能な維持管理体制の確立を図ります。

(3) 交通施設別の整備・配置方針

①道路ネットワークの配置・整備方針

感動まちづくりの実現に向けて、めざすべき都市の構造や地域の実情などを勘案しつつ、周辺都市との広域的な交流と連携の促進、エリア間およびエリア内の連携強化など、各路線が果たすべき役割を踏まえ、道路ネットワークを以下のように整備・配置します。

ア) 広域幹線道路

舞鶴若狭自動車道や国道 27 号、国道 162 号、(都)小浜縦貫線を骨格に、関西圏・中京圏・北陸圏や近隣市町との広域的な交流や連携を支える広域幹線道路網の形成を図ります。

これらの路線は、全市的な感動まちづくりを推進するための主要ルートでもあり、良好な沿道景観の形成を図るとともに、案内標識や誘導サインにより来訪者を適切に誘導します。

また、大規模災害の発生時には、広域避難路としても重要な役割を果たすことから、耐震補強などにより災害時の走行性の確保を図ります。

■舞鶴若狭自動車道

- ・小浜西 IC～小浜 IC の区間 (11.3km) が平成 23 年 7 月 16 日に開通し、平成 26 年度の敦賀 JCT までの完成をめざして事業を促進します。

■(都)小浜インター線

- ・小浜 IC と(都)小浜縦貫線、国道 27 号を結ぶ路線で、小浜 IC の開通に合わせて整備されており、まちの玄関口として良好な道路空間の維持を図ります。

■国道 27 号

- ・敦賀市・舞鶴市方面を結ぶとともに、都市内の産業活動や観光交通を支え、また、市民の重要な生活道路でもあり、歩道等の整備促進に努めます。

■国道 162 号 ((都)臨港線の一部、(都)小浜停車場線、(都)駅前湯岡線)

- ・敦賀市・京都府方面を結ぶとともに、都市内の日常生活や産業活動、観光交通を支える路線として、老朽化が進む西津橋および大手橋の架け替えの促進に努めていきます。
- ・地域の重要な生活道路であるとともに、災害時における南北方向の避難路でもあり、深谷～相生間の改良等の整備促進に努めます。

■(都)小浜縦貫線 (一部)

- ・若狭町方面と市街地を結ぶ路線であり、未改良区間の整備を促進します。
- ・小浜 IC 周辺一帯は、まちなかへの導入軸として、田園風景の保全、誘導サイン類の統一、屋外広告物の適正な規制・誘導などにより、質の高い道路空間を形成します。

■(都)多賀竹原松ヶ崎線 (一部)

- ・国道 162 号と人魚の浜・御食国若狭おばま食文化館を結ぶ路線であり、当該区間は改良済ですが、歩行者や自転車空間の改善に向けた道路利用のあり方を検討します。

■(都)臨港線 (一部)

- ・国道 27 号から、まちなか・人魚の浜を抜けて御食国若狭おばま食文化館を結ぶ路線であり、当該区間は改良済で、今後とも良好な道路環境の維持に努めます。

イ) 主要幹線道路

広域幹線道路を補完するとともに、市内各エリアの連携を強化し、市民の移動性や生活利便性の向上を図るため、既存の道路網を中心にネットワークを形成します。

(県)岡田深谷線の新設、(県)中井青井線の拡幅の事業着手に向けて要望するほか、(主)久坂中ノ畑小浜線、(主)小浜朽木高島線についても、交通不能区間の解消を要望します。

都市計画道路は、市街地の骨格を形成する(都)小浜縦貫線(広峰～大手町)、(都)多賀竹原松ヶ崎線、(都)臨港線(西津市街地間)の整備を推進します。

このうち、(都)小浜縦貫線(広峰～大手町/いづみ町商店街)は、市街地内の骨格道路として整備を推進する一方で、鯖街道の起点としての雰囲気づくりやまちなかの散策空間としての道路整備・道路空間利用のあり方などについて、周辺一帯の市街地整備と合わせて戦略的に検討していきます。

また、(都)臨港線の海上を通る計画ルートについては、交通需要や地域のニーズ、費用対効果などの面から整備の必要性が低く、都市計画の変更に向けた手続きを進めていきます。



(都)小浜縦貫線(いづみ町商店街)



(都)山手小松原線(西津)

■(主)久坂中ノ畑小浜線	■(県)羽賀東小浜停車場線	■(都)山手小松原線
■(主)小浜朽木高島線	■若狭西街道(広域農道)	■(都)東環状線
■(県)岡田深谷線	■(都)小浜縦貫線	■(都)小浜港線
■(県)中井青井線	■(都)多賀竹原松ヶ崎線	■(市)的場線
■(県)泊小浜停車場線	■(都)白鳥海岸線	
■(県)東小浜停車場線	■(都)臨港線	

ウ) 補助幹線道路

主要幹線道路を補完し、市街地内や各地域への移動および主要な地域資源へのアクセスを高めるため、補助幹線道路を配置し、地域の実情に応じた整備・充実に努めます。

狭隘道路^(※)の多い西津地区の旧市街地においては、防災の向上を図るためにも国道162号へのアクセス強化に努めます。また、内外海地区など代替道路の少ない地域では、生活利便性の向上や円滑な避難誘導などに向けたバイパス整備等を検討します。



市街地の路地空間(西津)

エ) 生活道路の整備

地域に密着した生活道路については、より良い道路環境の形成に向けて、適切な修繕や交差点の改良などに努めます。

また、旧市街地などに見られる狭隘道路^(※)については、建築物の建て替えなどを契機として道路用地の確保を図るとともに、空き地を利用した待避所を設けるなど、地域の特性を活かした道路整備のあり方を検討します。



通学路の花植えの様子(宮川)

このほか、市民・団体・事業者の主体的な緑化活動やまちかどを利用したポケットパーク^(※)の整備など、地域の魅力や快適性を高めるための空間としての活用を推進します。

②歩行者・自転車のネットワークの配置・整備方針

高齢化の進展や環境負荷の低減、近年の健康志向などに対応するため、誰もが安全で快適に利用することができる歩行者・自転車のネットワークづくりを進めます。

交通量の多い幹線道路や通学路、駅・市役所・病院等の公共公益施設へのアクセス道路などを中心に、交通安全施設の充実を図るとともに、バリアフリー^(※)化や夜間の安全性の確保など人にやさしい道づくりを進めます。

また、歩行者・自転車利用の快適性を高めるため、日影のできる街路樹の植栽、市民・団体・事業者との協働によるポケットスペース^(※)の緑化などを地域の特性に応じて推進し、うるおいや彩りのある道づくりを進めます。

ア) 楽しみながら歩ける歩行者空間の整備

賑い商業ゾーンでは、町並みの雰囲気を楽しみ、歩きたくなる回遊の道づくりを進めるため、バリアフリー^(※)化や舗装の高質化、誘導サインの整備や休憩スペースの整備などを図るとともに、良好な町並みの誘導や魅力あるお店づくりなど、市民・団体・事業者とも連携しながら取り組みます。

(都)小浜縦貫線(広峰～大手町/いづみ町商店街)の整備に際しては、回遊の起点としての歩行者空間のあり方とともに、鯖街道の起点としての歴史性を活かした町並み形成や周辺一帯の市街地整備のあり方などについて、戦略的に検討します。

小浜西組重要伝統的建造物群保存地区^(※)では、伝統的な景観と調和した道路空間の整備・修景を行います。

このほか、旧市街地などに残る路地では、オープンスペース^(※)の確保に努めるとともに、通過交通の抑制や走行速度を低下させるなど、路地を歩行者空間として活用することも検討します。



道路整備に合わせて町並みが修景された(都)小浜縦貫線(住吉～酒井)



鯖街道の起点/いづみ町商店街((都)小浜縦貫線)

イ) 快適な自転車空間の整備

小浜大飯高浜自転車道の整備を促進し、近隣市町とも連携して広域的な自転車道ネットワークを活かした交流を促進するとともに、自転車を活かしたまちづくり活動の活性化を図ります。

また、道路や河川などを利用しながら安全な自転車空間の整備・確保に努め、主要な拠点施設や地域間を結ぶ全市的な自転車道のネットワーク形成を図ります。

自転車利用の促進を図るため、電動アシスト付自転車^(※)の導入を進めるなど、利用しやすい環境づくりに努めます。



小浜大飯高浜自転車道(飯盛)



自転車レンタルポイント(JR小浜駅)

ウ) 駐車場の整備

まちなか（賑い商業ゾーン）では、歩いて楽しめる安全な環境づくりを推進するため、観光交通の不要な走行を抑制します。

このために、市役所駐車場、広峰駐車場、大手第1駐車場、人魚の浜東・西駐車場など、既存駐車場の利用を促進するとともに、民間駐車場などとも連携しながら、自動車から徒歩・自転車への転換と回遊の創出を図ります。

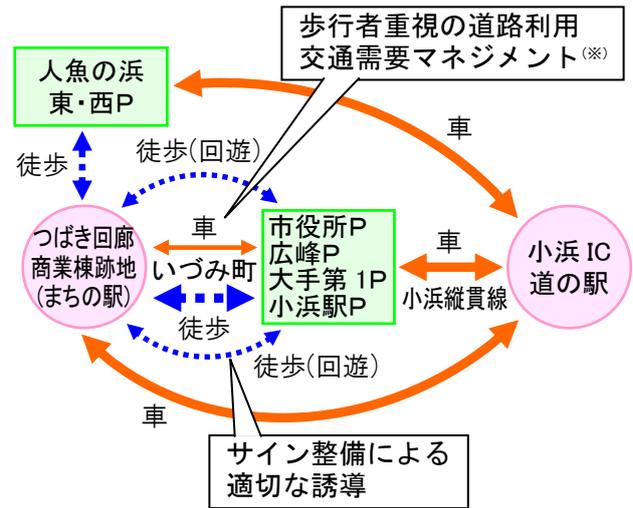


図 4-4 まちなかにおける駐車場の配置と回遊創出のイメージ

③公共交通網の配置・整備方針

高齢化の進展や環境負荷の低減などに対応し、自動車に過度に依存することなく暮らすことができるまちをめざすため、きめ細かい公共交通ネットワークの形成を図ります。

自動車利用の抑制に対する市民・団体・事業者の意識高揚を図るとともに、福井県全体で実施している「カー・セーブデー(※)」への参加を促すなど、公共交通の利用を促進します。

ア) 鉄道網の充実

列車の増発や接続の改善、快速化などの鉄道サービスの充実を要望するとともに、鉄道イベントの開催など鉄道事業者や近隣市町とも連携しながら、日常生活や観光・交流における鉄道利用の促進に努めます。

京阪神地域との大幅な時間短縮による地域の活性化を図るため、琵琶湖若狭湾快速鉄道の事業化に向けて福井・滋賀両県および関係機関に対して積極的に働きかけるとともに、北陸新幹線若狭ルートの実現に向けた要望活動を展開し、広域鉄道網の確立をめざします。



JR 小浜線(湯岡橋)



JR 加斗駅



地域による JR 東小浜駅への花壇整備の様子(遠敷)

イ) 駅周辺の整備

鉄道の利用を促進するため、結節点である駅の待合機能などの充実を図るとともに、パークアンドライド(※)の推進に向けた駐車場の整備を行います。

また、観光・交流の玄関口として、観光案内などの情報発信機能の強化、観光タクシーやレンタサイクルの充実などを図ります。

JR 小浜駅などは、まちなかの玄関口・小浜の顔として、駅周辺における植栽や美化活動、良好な町並みの形成などに市民・団体・事業者と協働(※)で取り組み、質の高い空間の形成に努めます。

ウ) 地域公共交通体系の確立

「あいあいバス」は、自家用車の利用拡大や少子化の進展などにより、利用者数は年々減少傾向にありますが、高齢化が進展する中で、移動制約者^(※)の身近な移動手段として生活に欠かせない公共交通機関です。

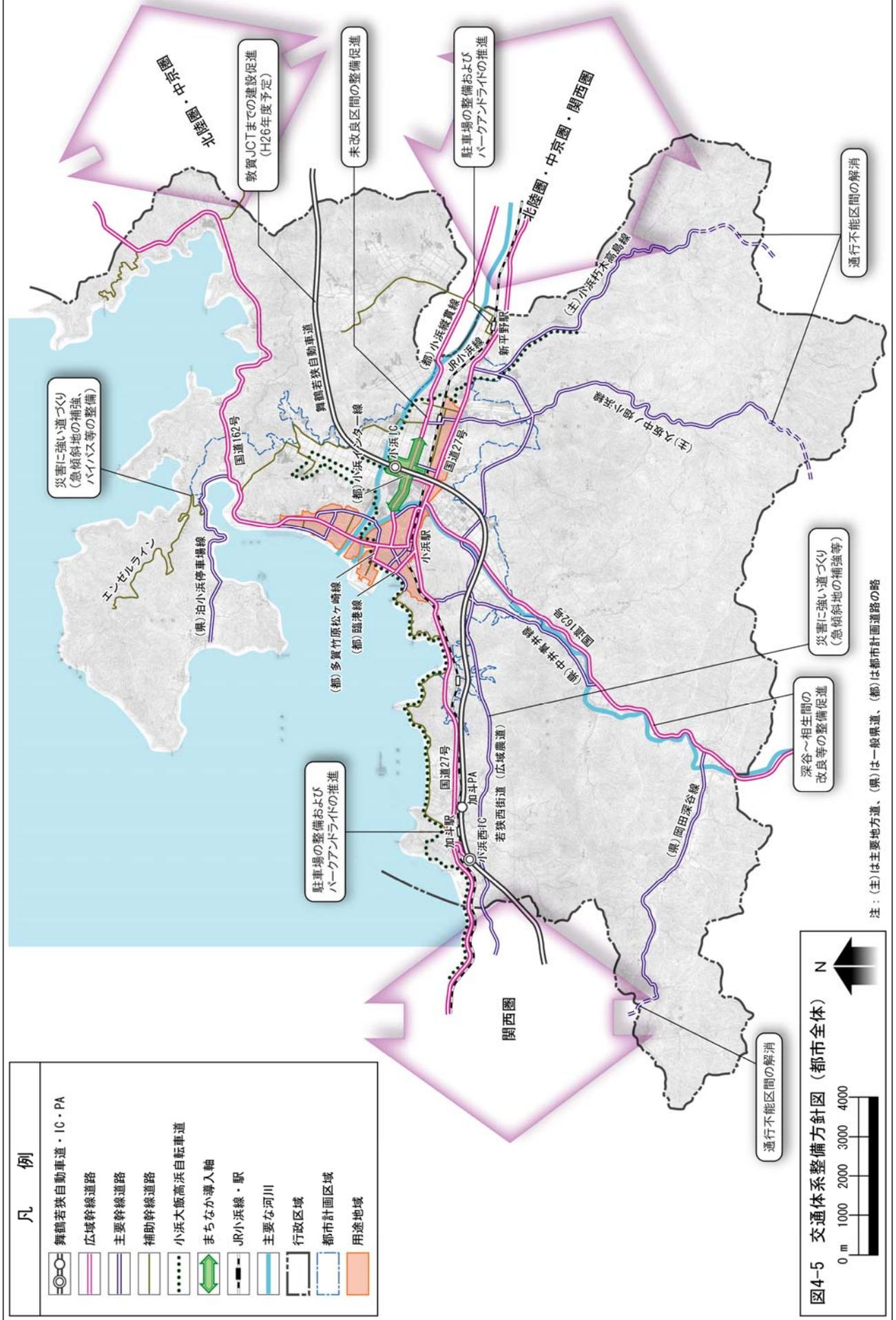
このため、利用者のニーズに応じて効果的な路線を設定するとともに、運行ダイヤを編成し、利用促進を図ります。

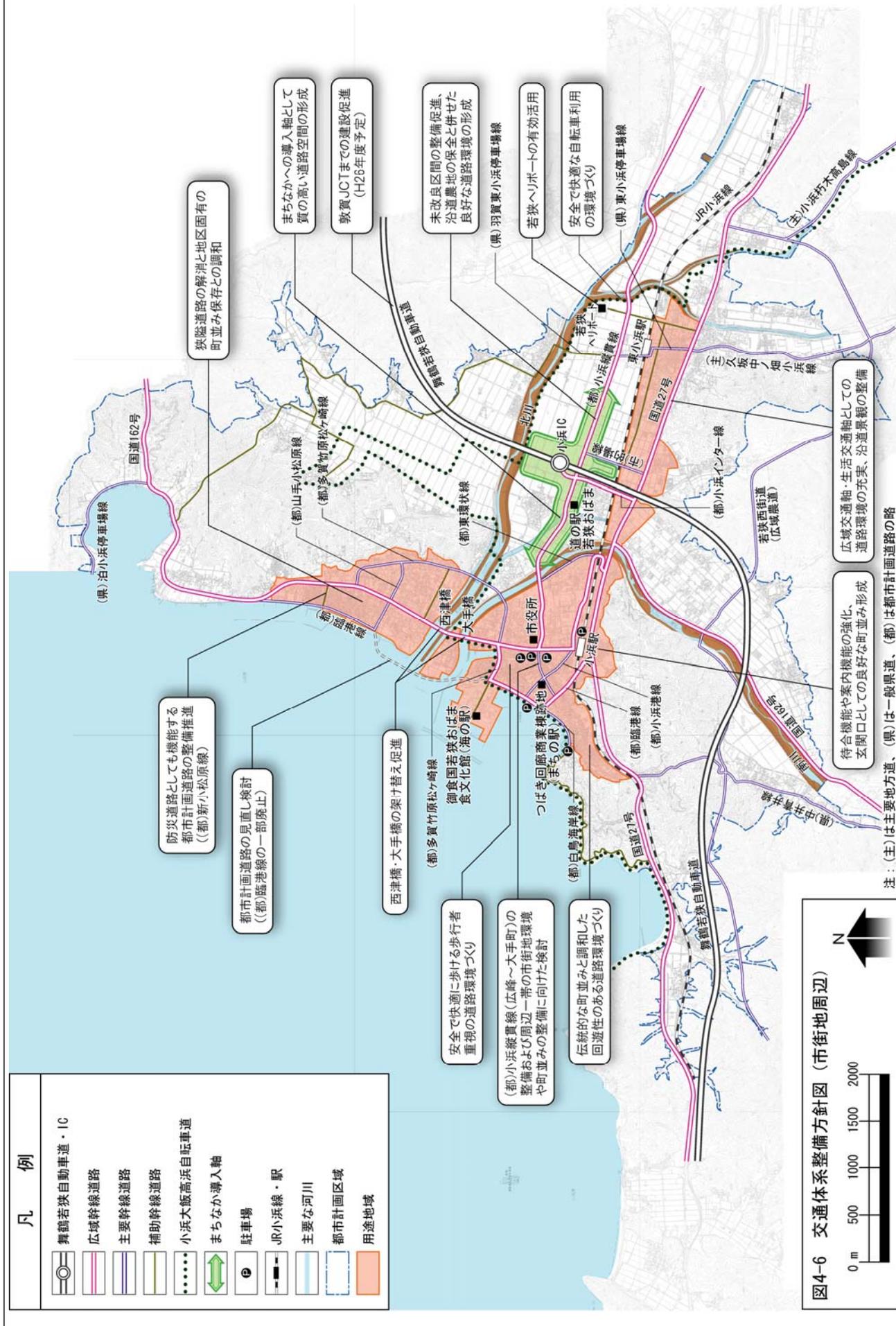


あいあいバス(コミュニティバス)

エ) 若狭ヘリポート

公共ヘリポートとして、物資輸送などヘリコプターならではの機動性を活かした活用を図るとともに、あらゆる災害・事故・患者搬送などに対応し、緊急時輸送がスムーズに行えるよう関係機関との連携を進めます。





4-4 うるおいのあるまちづくりの方針

(1) うるおいのあるまちづくりに関する課題

①感動まちづくりの要素としての“水”や“緑”の保全・創出・活用が必要

本市は、市域の約半分を森林が占めるとともに、北側一帯を若狭湾に面するなど良好な自然環境に恵まれ、美しい自然風景を形づくっています。その良好な環境は全国的にも評価され、歴史・文化と並んで「おばま」を特徴づける重要な地域資源となっています。

表 4-1 全国に評価されている小浜市の自然環境

海岸線	若狭湾国定公園、日本の渚百選、国指定名勝（蘇洞門）
森林	水源の森百選（上根来）、 ふるさと文化財の森 ^(※) （羽賀寺境内林・明通寺境内林/檜皮、なかなた茅場/茅）
河川	名水百選（鵜の瀬）、平成の名水百選（雲城水）、 きれいな川ベスト10（北川：H21年度）
その他	星空の街・あおぞらの街（全国協議会加入） 春を告げるいさざ漁の光景（南川）

森林・農地・海岸・河川などの自然、公園や広場などの公園緑地は、市民の生活環境を豊かにし、うるおいや安らぎ、快適性を創出するだけでなく、身近な遊びやレクリエーション・環境学習活動の場、生物多様性への寄与など、さまざまな機能を有しています。

また、美しい“水”や“緑”に包まれたまちは、来訪者に対して感動を与えるだけでなく、日常生活の中で四季のうつろいを感じることができ、自らの手で“緑”を創出することができるなど、市民にとって身近な感動まちづくりの要素でもあります。

このため、豊かな自然環境を保全・活用するとともに、まちの中に“水”や“緑”をきめ細かく配置していくことが重要ですが、これらは私たちの生活や産業活動などに伴う環境悪化が懸念されるとともに、人口の流出や高齢化の進展に伴う担い手不足などによる荒廃や質の低下も懸念されることから、適切に維持管理していくことが必要です。

②安全で快適に暮らせるための“緑”の保全・創出が必要

森林には、土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能^(※)などの防災機能があり、農地にも雨水を貯留する遊水機能があります。

また、公園や広場は身近な避難場所となるほか、街路樹や公共施設・民有地の“緑”には、延焼の防止やヒートアイランド現象^(※)の緩和などの機能があります。

“水”や“緑”には、見る・触れる・体験することによる感動を与えるだけでなく、安全で快適に住み続けられるまちを形成する上でも重要な役割を有しており、適正な土地利用計画と維持管理の下で自然環境を保全するとともに、市民・団体・事業者の協力が得ながら、積極的に“緑”を創出していくことが必要です。

(2) うるおいのあるまちづくりに関する基本的な方針

①感動まちづくりの骨格となる自然環境の保全と活用

雄大な若狭湾、四季折々に変化する森林、市民の営みによって支えられている田園、清らかな水辺など、美しい“水”や“緑”は、存在そのものが感動を与える要素です。特に、駅やICなどの玄関口に降り立った時に見える自然は、美しいまちを印象づける上でも重要です。

環境や生態系の保全、景観形成、防災の面からだけではなく、感動まちづくりを実現するための市民共有の財産であるという認識の下で、適正な保全を図ります。

また、自然とのふれあいに対する重要性が再認識されているとともに、自然体験型のレクリエーション需要が高まっており、環境学習やグリーンツーリズム^(※)・ブルーツーリズム^(※)など、感動を楽しむ場としての活用を図ります。

②水と緑のネットワークの形成

市街地・田園・山間・海岸の各エリアがうるおいのある空間でつながり、市民や来訪者が心地よく移動を楽しめるよう、全市的な水と緑のネットワークの形成を図ります。

このため、道路空間や歩行者・自転車空間、北川や南川などの水辺空間を活用して、並木道づくりや花・緑による緑化を推進するとともに、公共施設や民有地の緑化などもうまく取り入れながら、まちの中にきめ細かく緑を配置します。

③誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の整備

公園・緑地は、環境保全・防災・景観形成・観光・レクリエーションなど多様な機能を有しており、積極的な整備に努めるとともに、老朽化した施設の修繕やバリアフリー^(※)化などの機能向上を計画的に進めます。

また、公園・緑地に対する愛着心を育み、いつまでも利用される公園にするため、地域との協働^(※)による維持管理体制の確立を図るとともに、新規の公園整備や既存公園の再整備に際しては、市民参画の手法を取り入れながら利用者のニーズに合った公園づくりに努めます。

④花と緑の地域づくりの推進

市民や事業者などによる身近な緑化活動や維持管理の取組みは、美しい町並みを維持・形成するだけでなく、地域への誇りや愛着を育み、来訪者にはもてなしを感じさせ、身近なところでの感動につながっていきます。

このため、緑化活動に対する意識を醸成し、主体的な取組みを支援しながら、公共空間や民有地への植栽や花植えなどを進め、うるおいのあるまちづくりを推進します。

(3) 公園・緑地の配置方針

①都市公園等の配置方針

種 別		整備目標および配置の方針
住 区 基 幹 公 園	街区公園 近隣公園 地区公園	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内における公園誘致圏^(※)の空白地域を中心に、身近な憩いや遊び場となる公園の整備を図ります。 特に旧市街地では、防災の向上を図るためにも、空き地などを活用した身近な公園やオープンスペース^(※)の積極的な確保に努めます。 若狭の里公園は、市民の憩いの場としての活用を図るとともに、隣接する若狭歴史民俗資料館と合わせて豊かな自然や文化遺産を楽しむ空間としての活用を図ります。 既設の公園については、老朽化した遊具や施設の修繕を行うとともに、地域のニーズに応じた再整備を検討します。
	総合公園	<ul style="list-style-type: none"> 若狭総合公園は、休息、観賞、散歩、運動などの総合的な機能をもつ公園として、利用者のニーズに応じた機能拡充を図ります。 小浜市総合運動場は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として、機能拡充に努めます。
	運動場(都市公園に準ずるもの)	
特 殊 公 園	歴史公園	<ul style="list-style-type: none"> 史跡後瀬山城跡は、歴史的環境とふれあう歴史公園として、遺構の調査・復元や遊歩道、休憩所の設置などの環境整備を進め、まちなか観光の資源としての活用を推進します。 小浜城跡は、小浜城の将来的な復元をめざすとともに、歴史を継承し、市民が憩い・安らぐ交流空間としての環境整備を検討します。



北公園(雲浜)/街区公園



若狭総合公園



小浜城跡

②その他の公共施設緑地の配置方針

都市公園の整備が困難で、身近な憩いの場が不足している地域においては、都市公園の機能を補完するため、空き地などを利用した広場空間の確保に努めます。

市役所や公民館、教育施設などの公共公益施設では、もみじ(市の木) やつつじ(市の花) などを用いながら積極的な緑化を進め、市民等による緑化推進の先導的役割を果たします。

玄関口となる鉄道駅周辺や小浜 IC・小浜西 IC の周辺、観光・交流の拠点となる道の駅若狭おばま・御食国若狭おばま食文化館・つばき回廊商業棟跡地周辺では、特に質の高い緑化を図ります。

また、幹線道路や歩行者・自転車空間では、街路樹や植樹柵を利用した花植え、プランターなどによる緑化を進め、緑のネットワークを形成します。



公共施設の緑化(市役所)

③民間施設緑地の配置方針

市内に数多く存在する寺院や神社は、地域のランドマーク（目印）となる樹木や社叢^(※)を有するなど、地域住民に親しまれている空間です。今後も、地域住民の憩いの場として、適正な維持管理や地域の貴重な緑としての保全を促します。



荘厳な境内林(若狭彦神社)

④地域制緑地の配置方針

若狭湾国定公園をはじめとした市域の大部分を占める自然緑地は、特色ある景観を形成し、市民の生活環境を支える重要な要素として、維持・保全を図ります。

白鳥海岸・鯉川海岸・内外海海岸などの海岸線の環境保全を図るとともに、コミュニティ^(※)活動や来訪者との交流を育む空間として活用を図ります。



若狭湾国定公園

青井生活環境保全林^(※)（市民の森）は、豊かな自然が身近に楽しめる場として、レクリエーションや自然学習などの保健休養機能の維持・向上を図ります。



北川堤防の菜の花

北川・南川をはじめとした河川は、地域の骨格を形成する水と緑の軸として、環境保全に努めるとともに、河川改修に合わせた親水空間の形成に努めます。

鵜の瀬や雲城水周辺は、水資源を活かした緑地として、特徴的な環境の保全に努めるとともに、観光・交流の資源としての活用に取り組みます。



鵜の瀬

ふるさと文化財の森^(※)に設定されている羽賀寺境内林、明通寺境内林、なかなた茅場では、文化財建造物の資材の安定的な供給や技能者の育成を行うとともに、研修や体験学習、特徴的な風景を活かした交流などへの活用を図ります。



なかなた茅場

(4) 協働によるうるおいづくりの方針

花や緑によるうるおいの創出は、感動まちづくりの実現に向けて誰もが、どこでも実践することができるもっとも身近な取組みの一つです。

花や緑で彩られたうるおいのあるまちは、市民の生活空間を豊かにし、まちの質や価値を高めます。また、来訪者を気持ちよく迎え入れる重要なもてなしの要素でもあり、手入れの行き届いた綺麗な花や緑には市民性や地域力を感じることができます。

うるおいのあるまちづくりを市民・団体・事業者との協働(*)により進めるため、身近な緑化活動に対する市民・団体・事業者の意識高揚を図るとともに、緑化活動に対する支援や場所の提供、維持管理体制の構築などの環境づくりを進めます。

さらに、緑地協定(*)など地域の個性を大切にしたルールづくりを支援するとともに、農林漁業体験や環境学習などの取組みについても推進していきます。

●緑地協定等の活用

住宅地などにおいて、うるおいや安らぎのある質の高い環境の中で心豊かに暮らせるよう、緑地協定などの身近な緑化推進に関する制度の活用に努めます。

●事業所における緑化の推進

商業施設や工場など周囲に与える影響が大きいものについては、十分な緑化が図られるよう誘導するとともに、周辺環境の美化などの地域貢献への取組みを促します。

●協働による公園・緑地の維持管理の推進

市民に身近な公園・緑地がいつまでも心地よく利用することができるよう、公園・緑地に対する市民の愛着心の醸成を図るとともに、役割分担を明確にしながら協働による維持管理に取り組みます。



緑豊かな住宅地の例(雲浜)



花によるもてなしの演出例



事業所における緑化の例



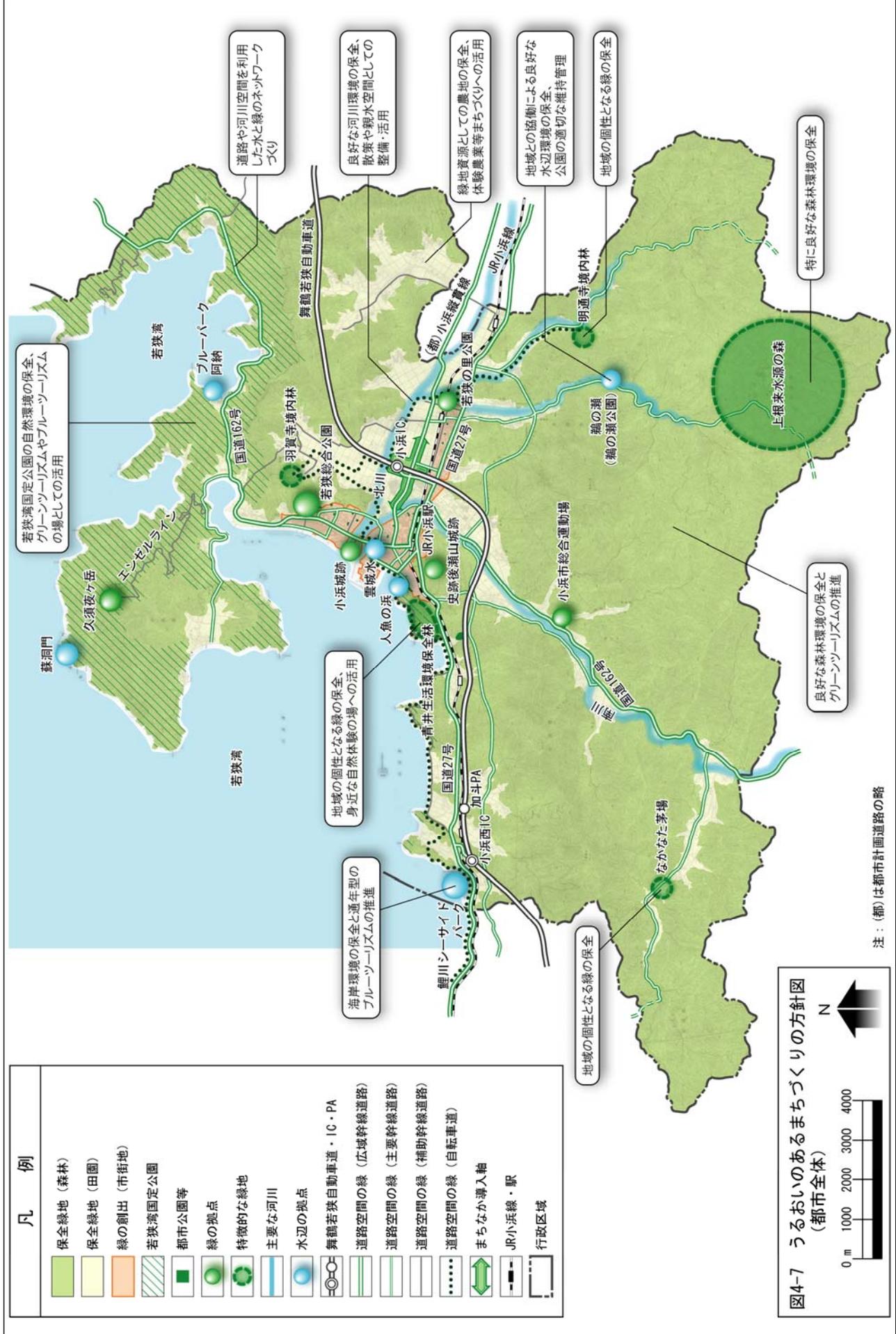
地域によるピオトーブづくり
(松永)

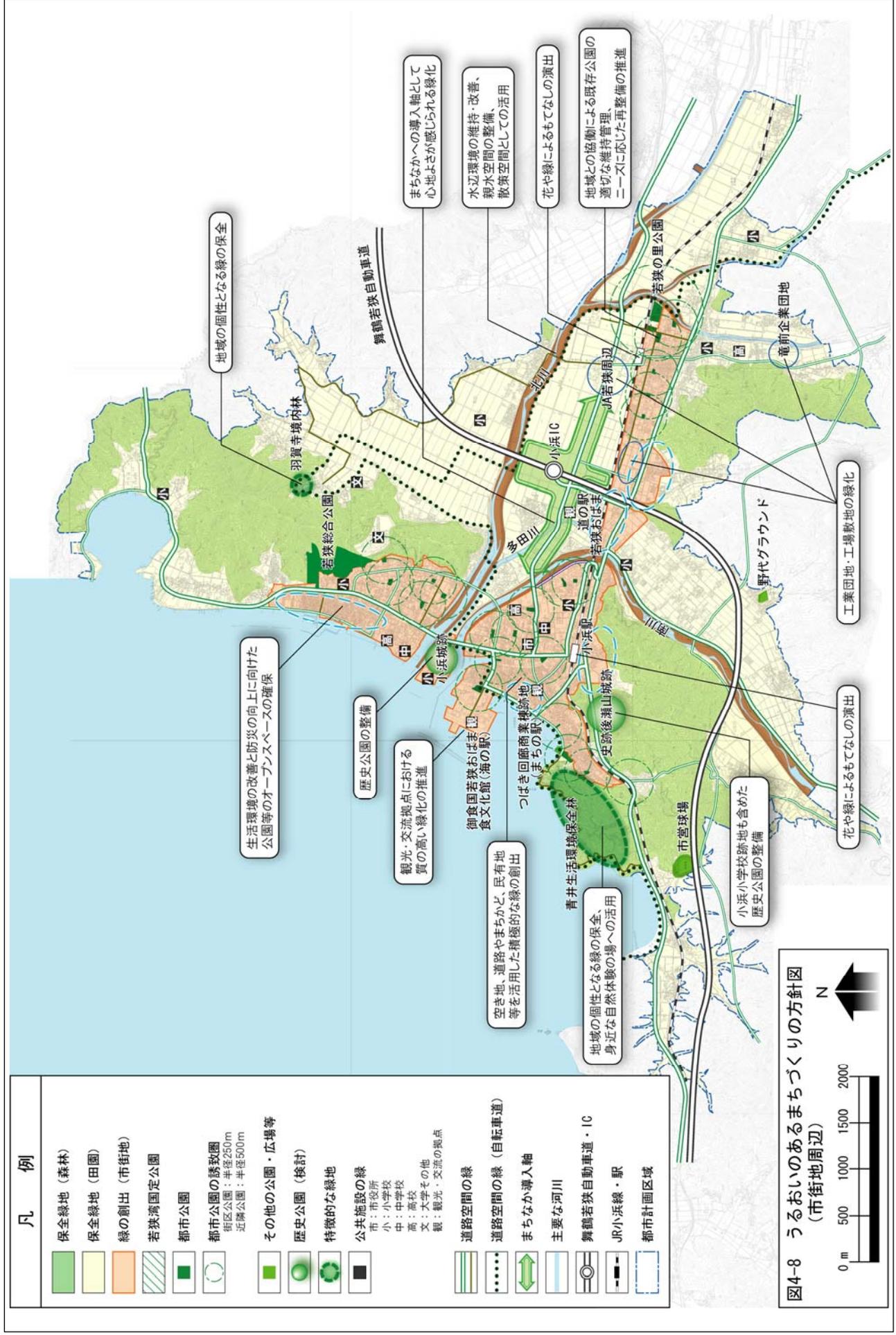


地域による公園管理の例(中名田)



市民農園「大地の恵み」(和久里)





凡例

- 保全緑地 (森林)
- 保全緑地 (田園)
- 緑の創出 (市街地)
- 若狭湾国定公園
- 都市公園
- 都市公園の誘致圏
街区公園：半径250m
近隣公園：半径500m
- その他の公園・広場等
- 歴史公園 (検討)
- 特徴的な緑地
- 公共施設の緑
市：市役所
小：小学校
中：中学校
高：高校
文：大学その他
観：観光、交流の拠点
- 道路空間の緑
- 道路空間の緑 (自転車道)
- まちなか導入軸
- 主要な河川
- 舞鶴若狭自動車道・IC
- JR小浜線・駅
- 都市計画区域

図4-8 うるおいのあるまちづくりの方針図
(市街地周辺)

0 m 500 1000 1500 2000

N

4-5 景観まちづくりの方針

(1) 景観まちづくりに関する課題

①市民が誇りに思い、来訪者に感動を与える質の高い景観の保全・創出が必要

本市の景観は、市域の約半分を占める緑豊かな森林、若狭湾国定公園や国の名勝に指定される海岸線、北川・南川・遠敷川などの水辺によって骨格が形づくられており、“水”と“緑”の大景観が形成されています。

また、市民の営みによって支えられている棚田や広大な田園風景、豊かな自然と共に暮らす農山漁村の集落景観などの文化的景観^(※)が見られます。さらに、長い歴史を感じさせる伝統的な町並みや歴史資源、お水送り・放生祭・雲浜獅子など古くから受け継がれてきた伝統行事などが息づいています。

これらは全て、“おばま”を象徴する重要な地域資源、市民共有の財産であるとともに、感動まちづくりの根幹をなすものであり、適切に保全・維持管理し、さらに質の高いものへと磨きをかけていくことが必要です。

近年、自然本来の美しさや地域固有の町並み・伝統文化に対する価値観が高まり、都会の喧騒から離れたスローライフ^(※)や健康的な暮らしに対する需要も高まっており、本市の景観は、訪れる人に感動を与えると同時に、リピーターや移住につながっていくことが期待されます。

また、私たちが景観を育むのと同様に、美しい景観は、美しい人・心を育てます。特に、感受性が豊かな子どもの頃に見る景観の影響は大きく、わがまちに対する誇りや愛着につながり、ふるさと回帰にもつながっていくことが期待されます。

美しい景観を守り・創り・育んでいくことは、未来の小浜を担う子どもたちに対する、現代を生きる私たちの重要な責務と言えます。

②総合的な視点に基づく景観の適正な誘導が必要

本市では、市民・団体・事業者との協働による良好な景観の形成をめざすため、景観法^(※)に基づく「小浜市景観計画^(※)」および「小浜市景観条例^(※)」を定めており、建築物等に対する景観形成上のルールに基づいた助言・指導を行っています。

また、福井県では、「福井県屋外広告物条例」に基づき、景観を阻害する屋外広告物の規制及び適正な誘導などを行っています。

これらに基づく建築物等や屋外広告物の規制・誘導だけでなく、地域における景観的なランドマーク（目印）となっている建造物や樹木の保存、道路・河川・公園等の公共空間の質の高い整備などに総合的に取り組んでいくことが重要です。

さらに、市民・団体・事業者に対する景観意識の啓発と主体的な景観まちづくり活動を推進するため、表彰や助成制度を設けており、自らが感動を生み出すことへの意識を高めながら、主体的な景観まちづくり活動の輪を広げていくことが重要です。

(2) 景観まちづくりに関する基本的な方針

美しい自然や歴史・伝統文化、生活文化など、多様性に富んだ本市の景観は、豊かな心や安らぎを育み、地域に対する誇りや愛着の礎となります。また、市民や来訪者に対して感動を与えるとともに、多様な人々との出会いや交流を通じて、地域の賑いや活力が生まれます。

このため、「小浜市景観計画^(※)」や「福井県屋外広告物条例」などに基づき、良好な景観の保全・形成に取り組むとともに、市民・団体・事業者との協働により、心に響く景観まちづくりの取組みを推進します。

《小浜市景観計画の景観像（一部編集）》

■景観づくりの基本理念

自然・歴史・文化のいきづく風景都市 若狭おばま

■景観づくりの基本方針

①水と緑に恵まれた美しい景観の保全・育成

海岸部～平野部～山地部にかけて変化に富んだ地形から構成される豊かな自然と人々の営みが織り成す景観は、「小浜らしさ」を印象づける特色ある景観であるとともに、先人によって培われてきたかけがえのない景観です。

これらを市民共有の財産として、今後とも大切に保全・育成していきます。

②小浜独自の歴史的景観や伝統文化の継承

長い歴史の中で育まれてきた風情ある町並みや文化財・寺院群、お水送りや放生祭等の伝統行事は、小浜市民の心象風景となり、見る人の心に小浜を印象づけています。

小浜独自の特色ある景観は、うるおいや安らぎ、文化の薫りといった地域の人々の心に響く風景であるとともに、地域の誇りとなる市民共有の財産であり、大切に守り育て、次の世代に継承していきます。

③豊かな暮らしを支える魅力ある都市景観づくり

市民生活の場において魅力ある景観づくりを進めるためには、市民一人ひとりが身近な生活空間において「住み手の個性表現」としての景観づくりに自主的に取り組むことが大切です。

市民一人ひとりによる景観づくりを促進するとともに、誰もが認める景観阻害要素の改善や、統一感のある町並み景観の創出等、地域コミュニティ^(※)で協力して取り組む景観づくりを支援しながら、豊かな暮らしを支える魅力ある都市景観づくりを進めます。

④市民・事業者・行政が協力して取り組む景観づくり

小浜市の貴重な自然景観や歴史景観の保全・育成、良好な都市景観の形成を進めるためには、市民が景観に対する意識や評価、自覚をもつとともに、景観づくりに関わる多様な主体が連携し、将来像を共有しながら継続的に取り組んでいくことが重要です。

景観づくりに対する機運を高めながら、市民・事業者・行政が協力して取り組む景観づくりを進めます。

(3) 景観形成の方針

本市全域を景観保全の対象とするとともに、市街地・田園・山間・海岸の特色を活かした景観形成に向けて、市民・団体・事業者と行政の協働^(※)による取組みを推進します。



小浜新港周辺



谷あいの集落と山並み(深野・和多田)



緑豊かな田園景観(国富)



南川の河川景観



JR小浜駅周辺(駅前町)



お水送りの様子(松明行列)

このうち、次の5つの地区については、重点的な景観形成を図る地区として、それぞれの特性に応じたきめ細かなルールに基づく景観の誘導を図ります。

①小浜西部地区

小京都としての歴史性にふれあえる情緒ある景観を大切に守り育てるとともに、本市を代表する観光拠点にふさわしい賑いのある景観を育成するため、次のような取組みを進めます。

- ・歴史的な建造物や社寺の保存
- ・歴史的環境に配慮した統一感のある町並み景観の育成
- ・歴史性豊かな散策ルートの創出



三丁町通りの町並み



鹿島区の町並み

②遠敷地区・松永地区

我が国を代表する歴史的遺産と周辺の緑豊かな自然景観が調和した情緒ある景観を大切に守り育てるため、次のような取組みを進めます。

- ・歴史的景観や自然景観を歩いて楽しめる散策ルートの創出
- ・歴史的環境と調和した統一感のある道路景観の育成



自然景観に溶け込んだ集落
(下根来)



景観に配慮して整備した法面
(忠野)

③旧丹後街道沿道地区

旧丹後街道沿いに残る歴史的な雰囲気を感じられる景観を大切に守り育てるため、次のような取組みを進めます。

- ・旧丹後街道沿いに残る歴史的建造物の保存・継承
- ・歴史的環境に配慮した統一感のある町並み景観の育成



歴史的雰囲気が感じられる家屋



自転車置き場を修景した例

④JR 小浜駅周辺地区

本市の玄関としての役割を担う JR 小浜駅～商店街は、各種都市機能が集積し、多くの市民や観光客が集う場であることから、本市の玄関、都心にふさわしい「顔」としての魅力と賑わいのある景観の形成を進めるため、次のような取組みを進めます。

- ・本市の玄関口にふさわしい魅力ある景観育成
- ・商店街における空き店舗等の景観改善



歴史的町家をイメージした例



花によるもてなしの演出例

⑤国道 27 号・(主)小浜上中線沿道地区

市街地への導入軸にふさわしい統一感のある景観形成を進めるため、次のような取組みを進めます。

- ・ 国道 27 号沿道の空き店舗の景観改善
- ・ 屋外広告物等の景観阻害要素等に対する適切な規制・誘導

特に(主)小浜上中線（(都)小浜縦貫線）および小浜 IC 周辺は、まちなかへの導入軸として来訪者を心地よく迎え入れる質の高い景観を保全・形成するため、関係部局と連携して取り組んでいきます。



統一感のある形態意匠の例



敷地前面を緑化した例

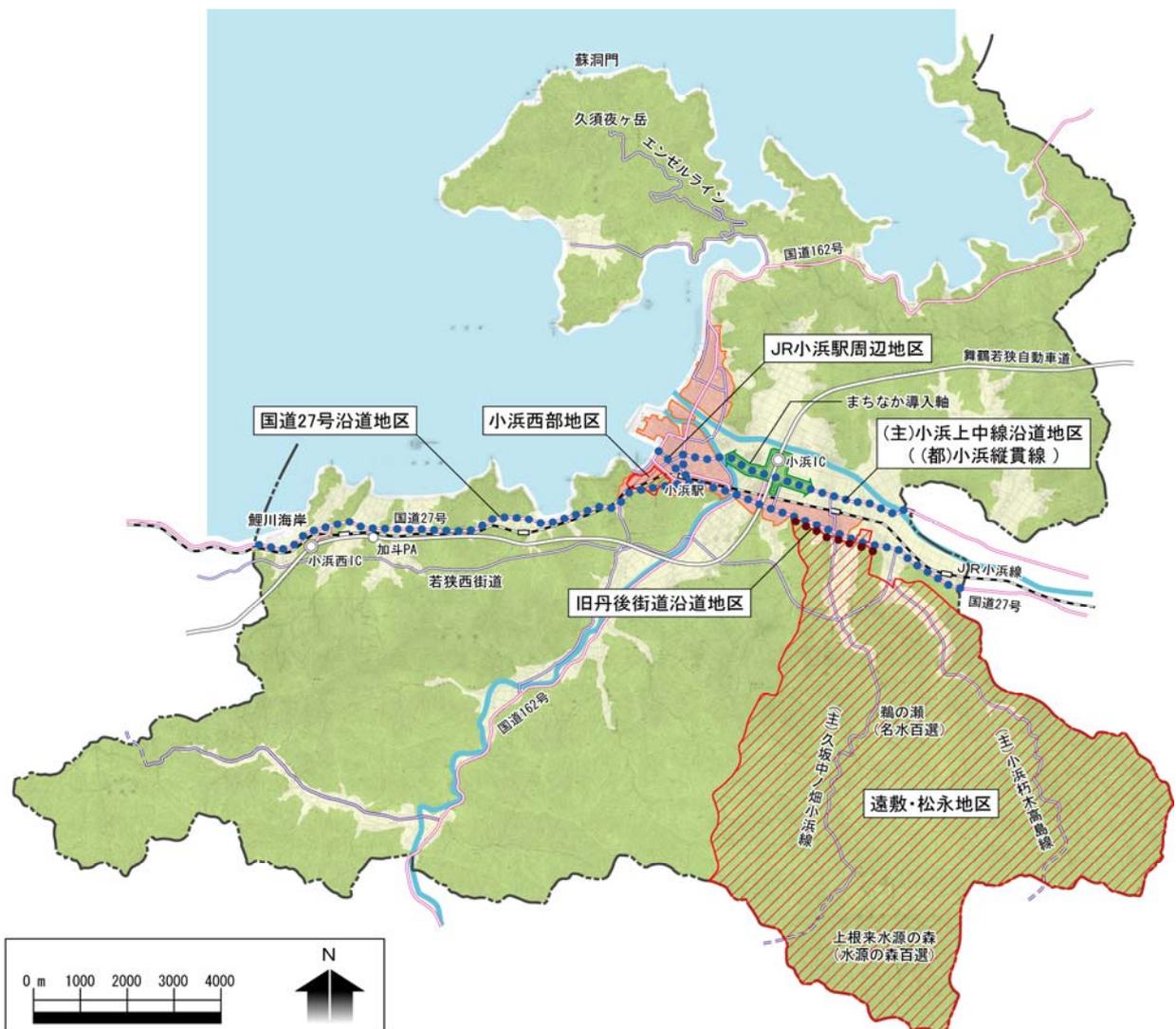


図 4-9 重点的に景観の形成を図る地区

(4) 協働による景観まちづくりの方針

本市では、住民主体による景観まちづくり活動を支援するため「小浜まち景観賞」を実施しているほか、旧城下町として栄えた歴史的風致を保存するため「小浜西組重要伝統的建造物群保存地区^(※)」の選定を受け、(都)小浜縦貫線沿いの住吉・酒井地区では「まちづくり協定^(※)」を締結するなど、地域固有の景観を維持・形成する取組みが行われています。

まちに対する誇りや愛着を育むとともに、地域の価値を高め、賑いや活力の創出を図るため、今後とも景観形成に関する意識啓発や情報提供、支援などを行いながら、市民・団体・事業者と行政が協働^(※)で良好な景観形成に取り組みます。

景観形成の取組み	概 要	
<p>小浜まち景観賞 (平成7年度～)</p>	<p>魅力あるまちづくりをめざし、景観上優れた建造物や景観の維持向上に努めている団体・個人を表彰しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 建造物部門 活動部門 </div>	
<p>住吉・酒井地区 まちづくり協定 (平成16年度)</p>	<p>(都)小浜縦貫線の整備に伴い、沿道の住民間でまちづくり協定を締結し、中心市街地にふさわしい統一された町並みを創出しているほか、沿道の清掃・除草および街路樹の管理なども行っています。</p> <p>平成23年度には「まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰」を受けています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p>小浜西組重要伝統的 建造物群保存地区 (平成20年度)</p>	<p>旧城下町としての歴史的風致を地域の財産として保存するとともに、文化交流・生涯学習・情報発信の場として積極的に活用するための取組みが行われています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

4-6 防災まちづくりの方針

(1) 防災まちづくりに関する課題

①感動のまちの基礎的条件として安全な環境づくりが必要

市民の暮らしやすさを高め、いつまでも住み続けたい・帰ってきたいと思えるまちを形成する上で、安全・安心な環境づくりは基礎的条件の一つであり、安全・安心な環境にあるからこそ、自らが感動を生み出し、楽しむ余裕が生まれます。

また、安心して事業を営み続けることができるとともに、何度も訪れたい・移り住んでみたいと思えるまちを形成する上でも、安全・安心な環境づくりが必要です。

本市は、市街地や集落の背後に急峻な山並みが接する、市域の北側一帯が海岸に面するなど、自然災害の影響を受けやすい地形的条件下にあり、また、旧市街地では木造家屋が密集するなど災害に対して脆弱な地区も見られることから、防災対策を推進するとともに、防災情報を活用した土地利用計画の立案も重要です。

また、地域における災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の被害を最小限に留めるためには、地域の防災力を高めることが不可欠です。

しかし、特に若者を中心とした人口の流出や高齢化の進展などにより、地域力が衰退する傾向にあり、地域における防災力を高めていくためには、防災に対する住民意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみによる取組みが必要となっています。

②大規模災害への備えと対応が必要

近年、大規模な自然災害が地球規模で発生し、それに伴う直接的・間接的な被害も甚大化する傾向にあります。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故では、数多くの尊い人命が犠牲となり、今もなお広範囲にわたって住民の生活や経済活動などに大きな影響を与えているなど、これまでの防災まちづくりのあり方を大きく転換させるものとなりました。

本市においては、近年では市民生活に甚大な被害をもたらす自然災害や大火などは発生していませんが、台風や豪雨に伴う浸水被害が生じており、若狭西街道やエンゼルラインでは、平成23年5月末の大雨に伴う通行止めが今も続いています（平成24年3月現在）。

大規模な自然現象を予測することは困難で、それに伴う被害を完全に防止することも非現実的な状況にあり、大規模災害の発生に対して、いかにして被害を最小限に留めるか、いかにして住民が安全に避難できるかを考えていくことが重要となっています。

また、福井県（嶺南地域）は全国有数の原子力発電所の立地地域でもあり、万が一の災害発生に備えて、広域で対策に取り組んでいくことが必要です。

(2) 防災まちづくりに関する基本的な方針

①「防災」＋「減災」による安全な地域づくり

豪雨や大地震など、ハザード（危害要因）である自然現象そのものをコントロールすることは困難ですが、ハザードに対するリスク（危険性）はコントロールすることが可能です。

市民の生命・財産を守るとともに、都市の機能や経済活動などを維持するため、これまで取り組んできた防災対策を推進するとともに、災害が発生しにくい土地の使い方や都市構造の形成、防災に対する市民意識の高揚と地域防災力の向上、災害時における迅速な避難体制の確立など、減災対策を推進します。

②基礎的防災力を高める社会資本の整備と維持管理

崖崩れや洪水・浸水などの自然災害を防止するため、治山治水事業や総合治水対策^(※)を推進します。

民間建築物の耐震化を促進し、旧市街地など家屋が密集する地区においては、不燃化・耐燃化を促進するとともに、緊急車両の進入路やオープンスペース^(※)の確保など、地域の実情に応じた防災対策を推進します。

また、道路・橋梁・上下水道・電気・通信設備などのライフライン^(※)の防災性を高めるとともに、今後、老朽化に伴う災害や障害も予想されることから、適切に維持管理を行っていきます。

③円滑な避難体制の確立

災害の発生時においては、いかに素早く安全に避難できるかが重要であり、避難誘導體制の強化や環境整備を行います。

このため、安全な避難路の確保や山間地域における代替路線の確保、避難場所・防災拠点となる公共施設の耐震化や防災資機材の充実などを図るとともに、確かな情報の収集と速やかな情報伝達に努めます。

④防災情報を活用した国土保全と災害の防止

森林には、土砂災害などを防止する国土保全機能・湧水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能^(※)などがあり、農地にも雨水を貯留する機能があるため、これらを保全する施策を推進します。

また、ハザードマップ^(※)を活用しながら災害発生の危険性の高い地域における宅地開発を抑制し、災害の未然防止を図ります。

⑤自助・共助・公助の考え方に基づく協働の取組み

災害に強いまちをつくるためには、「自らの命や自分たちの地域は自分たちで守る」という意識が必要であり、自助・共助・公助^(※)の考えに基づいた協働^(※)の取組みを進めます。

このため、ハザードマップ^(※)を活用しながら防災情報の周知徹底や防災教育の推進を図るとともに、コミュニティ^(※)を活かした地域防災力の強化や避難訓練の実施に努めます。

⑥広域的な防災体制の確立

大規模な災害など被害が広範囲に及ぶ災害に対応するため、国・県・周辺市町・事業者などとの連絡・協力体制の強化を図ります。

特に本市は、原子力発電所から近い距離にあり、発電所の安全確保を強く求めていくとともに、万が一の災害発生に備えた体制づくりを進めます。

(3) 防災まちづくりの推進方策

①都市レベルの防災対策

ア) 自然災害の防止

国・県・関係機関との連携を図り、森林資源の健全な育成と維持管理、急傾斜地の補強や砂防対策、総合治水対策^(※)、海岸保全施設^(※)の強化などを進め、災害の未然防止に努めます。

特に、過去に幾度も洪水が生じている北川については、安全で安心して暮らせる川づくりを進めるとともに、環境を考慮した利水の推進、良好な水や歴史を活かした河川環境の整備を図るため、改修事業を促進します。

また、津波に対しては、県と連携しながら、想定レベルの見直しに対応した海岸保全施設の強化などに努めます。

このほか、災害リスクの低減を図るため、市民とも連携しながら災害危険箇所の監視を強化するとともに、災害の危険性が高い地域における宅地開発などを抑制します。



平成 23 年 5 月の大雨の様子
(南川)

イ) ライフラインの強化

災害発生時において、市民や従業者・来訪者を安全に避難誘導し、また、緊急車両や物資輸送車両などの進入・走行を確保するため、舞鶴若狭自動車道や JR 小浜線を広域的な避難路として活用するとともに、道路網や橋梁の整備・強化を図ります。

特に旧市街地においては狭隘道路^(※)の解消に努め、山間や海岸地域においては災害時における孤立を防止するため、急傾斜地の強化や代替路線の整備検討に努めます。

また、道路はライフライン^(※)の収容空間、消火・復旧活動の場であるとともに、延焼防止などのオープンスペース^(※)としても機能するため、これらに配慮した整備や空間利用に努めます。

本市の降雪量はそれほど多くありませんが、冬期の市民の移動性を確保するため、主要道路における融雪装置の設置、除排雪対策の強化に努めます。

若狭ヘリポートについては、物資輸送などヘリコプターならではの機動性を活かした活用を図るとともに、あらゆる災害・事故・患者搬送などに対応し、緊急時輸送がスムーズに行えるよう関係機関との連携を進めます。

このほか、電気・水道・通信などの生活サービスを安定的に供給するため、耐震性の向上を図るとともに、老朽化に伴う機能障害を防止するため、適切な維持管理・修繕を進めます。

ウ) 安全な避難場所の確保

避難場所としても使用される公民館・学校などの公共施設については、耐震化等を計画的に進めるとともに、食料や防災資機材などの備蓄品の充実、情報通信体制の強化などに努めます。

また、緊急避難場所として公園や運動場などの活用を図るとともに、津波に対応するため、民間建築物の活用を含めた津波避難ビル^(※)の指定拡充や避難場所としての高台利用とアクセスの向上を検討するなど、安全な避難場所の確保に努めます。



津波避難ビル指定の例
(小浜水産高校)

エ) 災害情報の把握と伝達

災害時における人的被害を防止するためには、避難誘導を確実に行うことが重要であり、消防・警察などの関係機関や事業者と連携しながら確かな情報の把握に努めるとともに、防災行政無線^(※)をはじめ、さまざまな手段を用いて、市民や来訪者などへ迅速に伝達します。

②地域レベルの防災対策

ア) 地域主体の防災体制づくり

防災については、自助・共助^(※)が特に重要であり、自主防災組織^(※)には、住民どうしの協力・連携による避難、避難生活に必要な活動、安否確認などの情報伝達、主体的な救助・救護活動などの役割が期待されます。

本市では、76 の団体で自主防災組織が結成（平成 22 年時点）されており、今後とも、自主防災組織の結成に向けた普及啓発に努めるとともに、災害時要援護者^(※)への支援体制の確立などを図りながら、地域防災力の強化に努めます。

イ) 防災意識の高揚

各種ハザードマップ^(※)や避難マニュアルなどの作成・配布を行うなど、防災情報に関する市民や来訪者への周知を図ります。

特に、更なる危機意識の醸成と避難場所等の認知度の向上を図ることを目的に、自らが生活する地域の災害の危険性を実感することができるよう、生活空間の防災に関わる各種情報を表示する「まちなかハザードマップ」の整備を図ります。

また、さまざまな災害を想定した実効性の高い避難訓練を実施するとともに、教育機関とも連携して幼少期からの防災教育に努めます。



「まちなかハザードマップ」のイメージ

ウ) 災害に強い地域づくり

民間建築物の防災性を向上するため、福井県木造住宅耐震化促進事業などを活用しながら木造住宅の耐震化の促進を図ります。

特に木造住宅が密集する旧市街地などにおいては、建て替え等を契機として不燃化・耐燃化の促進を図るとともに、狹隘道路^(※)の解消、空き地等を利用したオープンスペース^(※)の確保などにより、防災性の向上に努めます。

■小浜西組重要伝統的建造物群保存地区^(※)

伝統的な町並みの保存と安全な地域づくりとの共存を図るため、初期消火および延焼防止を目的とした消火栓・放水銃・防火水槽等の必要な設備を適所に設置するなど、地域の実情に適した防災施設・器機の整備を図るとともに、万が一の災害に備えた消火・避難訓練を実施します。

災害時における避難については、公共施設のほか、広い境内をもつ神社や寺院を避難場所として活用するとともに、地区外からの訪問者を避難場所へ迅速に誘導するための案内板などを整備します。



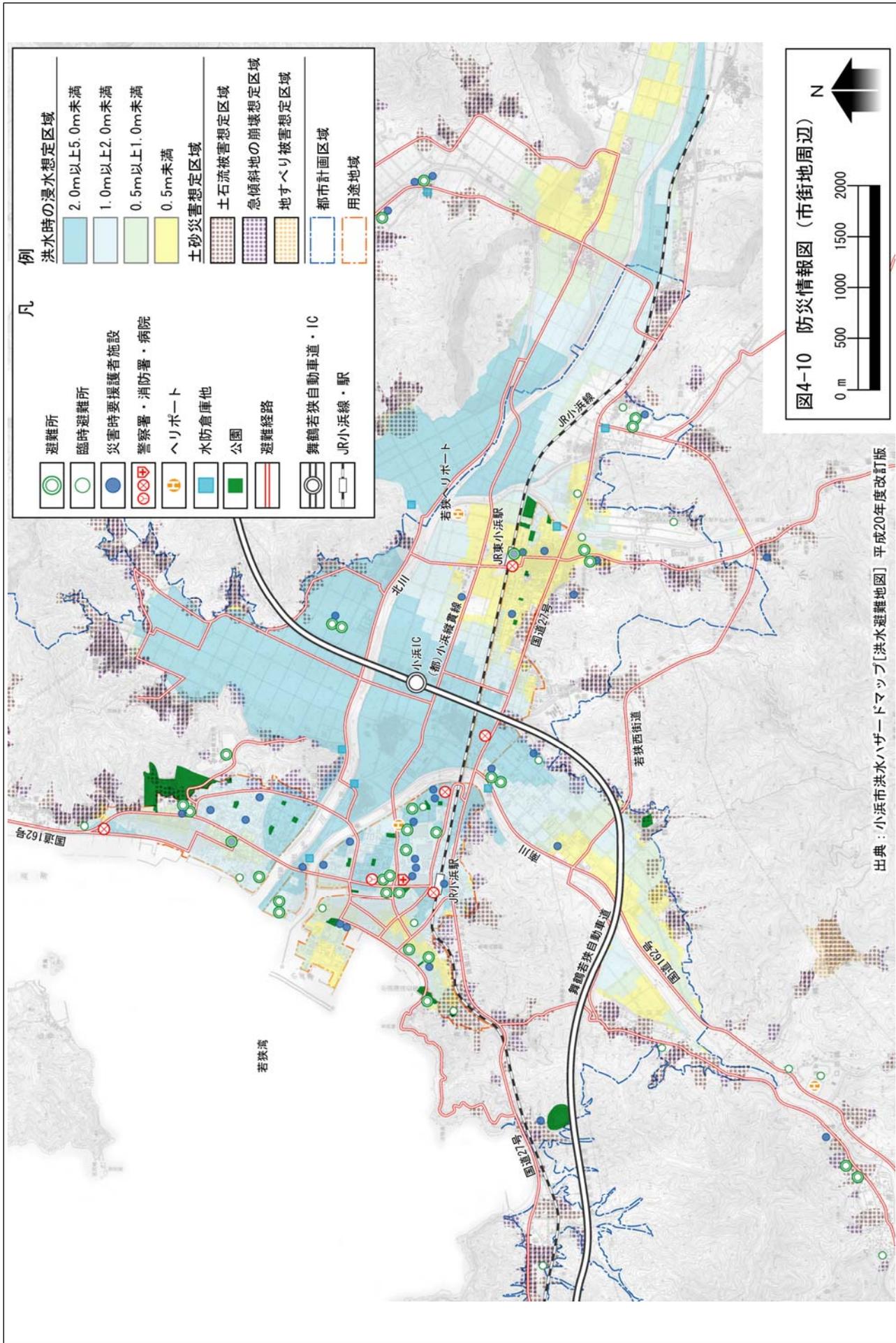
消火訓練の様子

③広域的な防災体制の強化

大規模な地震・津波・原子力災害などは、その影響が広範囲におよび、復旧までの期間も長期におよぶことが予想されることから、県・周辺市町・関係機関などと連携しながら、広域的な防災・復興体制の強化を図ります。

嶺南地域には原子力発電所が多く立地しており、特に東日本大震災を契機として、原子力防災に対する市民の関心が高まっています。

このため、国・県・関係市町と連携して原子力発電所の安全性の確保を求めていくとともに、日常的な監視体制の強化、万が一の災害発生に備えた情報収集・避難誘導・救助体制などの強化を図っていきます。



4-7 公共公益施設整備の方針

(1) 公共公益施設整備に関する課題

①人と環境の視点に配慮した施設の効率的な維持・改善が必要

市民が心地よく暮らすことができる、事業者が安心して事業を営み続けることができる安全で快適な環境は、感動のまちの基礎的条件の一つであり、自然環境と共生できるまちをつくることは、感動のまちを次の世代に引き継いでいく上でも欠かせません。

また、市民や事業者だけでなく、来訪者にも利用しやすい環境をつくることは、観光まちづくりを進める上で重要な視点です。

本市では、市民の生活を豊かにし、安全で快適な環境の下で暮らせるよう、上下水道の整備や廃棄物の処理などに取り組んできました。

今後とも地域の実情を勘案しながら各事業を推進していく必要がありますが、少子化・高齢化の進展や行財政の硬直化など厳しい社会情勢にある中で、これまで以上に効率的に整備を進めていくことが重要です。

また、これらの施設の中には、耐震性の低いものや老朽化を迎えているものがあり、行政コストの低減を図るためにも計画的に更新を行っていくことが重要となっています。

②地域のコミュニティ・まちづくり活動拠点の整備・充実が必要

公民館や小中学校などの公共施設は、地域におけるコミュニティ^(※)やまちづくり活動の拠点として、また、防災の拠点としても重要な施設です。

地域の実情を踏まえつつ、計画的な整備・改修を進めることが重要であり、特に高齢化の進展などに対応するため、誰もが安心して利用できるような配慮が必要です。

また、今後も厳しい行財政が予想される中で、持続可能な維持管理体制を確立することが重要となっています。

(2) 公共公益施設整備の方針

①上水道の整備

現在、市街地を中心とした1つの上水道事業と、集落を対象とした13の簡易水道事業および4つの飲料水供給施設を管理・運営しています。

今後は、小浜市水道ビジョンに基づき、未給水区域の解消と、簡易水道事業・飲料水供給施設の上水道への統合を進めます。

また、水源水質の保全や市民への情報提供に取り組むなど、安全で美味しい水の安定的な供給に努めます。

更新時期を迎える施設は、中長期的な視点から統廃合を含めた計画的な更新を行うとともに、耐震性が低く漏水の原因となる老朽管等については、計画的な更新を図ります。

②下水道の整備

公共下水道事業は、平成22年の見直しの時点で、全体計画区域を822ha、事業認可区域を740haとし、平成22年度末時点で710haが整備済となっています。また、農業・漁業集落排水事業は、施設建設事業が既に完了しています。

今後は、小浜市公共下水道全体計画に基づいた段階的な整備を進め、水洗化を促進します。

雨水渠は、台風や豪雨時に道路が冠水する区間など、緊急性の高い区間から計画的な改修を推進します。また、施設の計画的な点検・補修により計画的で適切な維持管理を図ります。

表 4-2 公共下水道計画の概要

	全体計画（平成22年度）	事業認可（平成22年度）
計 画 目 標 年 次	平成42年	平成27年度
計 画（ 認 可 ） 区 域	822 ha	740 ha
計 画（ 認 可 ） 人 口	21,700 人	19,600 人
幹線管渠延長（汚水）	18,259 m	15,640 m
幹線管渠延長（雨水）	12,937 m	10,470 m
ポンプ場（汚水）	2箇所（北部、東部）	2箇所（北部、東部）
ポンプ場（雨水）	2箇所（湊、水取）	1箇所（湊）
処 理 場	小浜浄化センター	小浜浄化センター
計画処理能力（1日最大）	13,700 m ³ /日	13,700 m ³ /日

③環境衛生施設の整備

ア) ごみ処理

平成20年から小浜市リサイクルプラザの供用を開始し、小浜市クリーンセンターとともに、市内から発生するごみの安定的な処理やリサイクルに取り組んでいます。

今後も、廃棄物の資源化を推進するため、ごみの回収方法等の検討を行い、また、施設の安全運転および処理経費の削減をめざし、新たなごみ処理の仕組みや技術等の導入に努めます。

これらの取組みとともに、市民や事業者への意識啓発を図り、循環型社会^(※)の実現に向け、ごみの減量化や資源化、再利用を推進します。

イ) し尿処理

下水道等の普及により、処理量は減少しているものの、今後も引き続き処理する必要があることから、施設の維持管理や長寿命化に努めるとともに、地域の状況に合わせた処理法の検討を進め、公衆衛生の向上を図ります。

ウ) 火葬場

火葬場は、大規模改修を行いながら運営を続けていますが、老朽化が進行しているため修繕・改良による機能の維持に努めるとともに、新たな火葬場の建設については、広域的な火葬場の整備状況を見ながら周辺町と協議を進め、連携して早期建設に努めます。

④公共施設等の整備

ア) 教育施設

既存の校舎や体育館などについては、「小浜市小中学校施設耐震化推進計画」に基づき計画的な耐震化工事を推進します。

少子化の進展などの影響による児童・生徒数の減少に伴い、最適な教育環境の創出を図るため、小学校・高校の再編の検討が行われています。

現在、東部 4 地区において小学校の統合に向けた具体的な協議が行われており、子ども達にとってふさわしい教育環境のあり方を踏まえつつ、交通や防災、通学距離などの観点から適切な学校再編に取り組んでいきます。

また、高校についても、県と市が連携しながら再編に向けた検討を行うとともに、教育内容の見直し、資格取得や進学への支援、福井県立大学と連携した新しい海洋・水産教育の展開など、教育環境の強化を図ります。

イ) その他の公共施設等

全ての人にやさしく、また、自動車に過度に依存せずに生活できる環境負荷の小さい持続可能なまちの実現をめざすため、新たな公共施設の整備に際しては可能な限り市街地への誘導を図ります。

地域住民の日常的なまちづくり活動やコミュニティ^(※)形成の場、防災拠点となる公民館については、地域の実情を踏まえた機能充実や再整備を図るとともに、社会教育や生涯学習活動の場、心の通う世代間交流の場などへの積極的な活用を推進します。

公共施設だけでなく、多くの人が集まり、利用する観光・交流施設や商業施設・事業所等においては、耐震性の強化を図るとともに、ユニバーサルデザイン^(※)の考えに基づいて誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

既存の市営住宅についても耐震化やバリアフリー^(※)化を推進するとともに、「小浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕・改修に努めます。

また、民間活力を活用し、高齢者向け優良賃貸住宅^(※)等の供給を促進するとともに、民間住宅についても福祉・介護事業と連携した支援の実施により、高齢者や障がい者が安心して暮らせる居住環境の確保に努めます。

